

あきる野市障がい者福祉計画（案）

障害者基本法に基づく障害者計画

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画

～誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、

個性を生かして、輝くまちづくりをめざして～

あ き る 野 市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付けと計画期間	3
1 計画の位置付け	3
2 計画の期間	4
3 計画の対象者	5
第3節 計画の策定体制	6
1 「あきる野市障害福祉計画策定委員会」の開催	6
2 アンケート調査の実施	6
3 地域自立支援協議会からの意見聴取	6
第2章 障がい者の現状	8
第1節 市の人口動態	8
1 市の人口推移	8
2 人口構成	8
第2節 障がい者の推移	9
1 障害者手帳所持者の状況	9
2 身体障がい者の状況	10
3 知的障がい者の状況	12
4 精神障がい者の状況	13
5 難病患者等の状況	14
6 発達障がい者の状況	15
7 障害支援区分認定者の状況	16
第3節 雇用の状況	17
1 障害者実雇用率の状況	17
2 企業の障がい者雇用の状況	17
3 本市の障がい者雇用の状況	18
4 東京都立あきる野学園高等部卒業生の就労状況	18
第4節 特別支援学級の学級数・児童生徒の状況	19
第3章 障がい者計画	20
第1節 基本理念	20
第2節 基本目標・施策体系	21
第4章 施策の展開	28
第1節 障害や障がい者に対する理解の促進と相談支援体制の充実	28
1 障害や障がい者に対する理解の促進	33
2 障害の多様化及びライフステージに応じた相談支援体制の充実	35
3 権利擁護の推進	36

第2節 地域生活を支援するサービスの充実	38
1 地域生活を支えるライフステージに応じたサービスの充実	40
2 経済的支援の実施	41
第3節 保健・医療の充実	42
1 保健事業の充実	44
2 医療の充実	45
第4節 障がい児支援の充実	46
1 早期発見・早期療育体制の充実	47
2 学校教育の充実	49
3 休日、放課後等余暇活動の支援	50
第5節 安心して地域で生活できる環境づくり	51
1 居住環境の整備とバリアフリー化の推進	54
2 防災・防犯対策の推進	55
3 情報提供・コミュニケーション支援の充実	56
第6節 就労や社会参加による生きがいづくり	58
1 企業就労の促進	63
2 日中活動の充実	64
3 社会参加の促進	65
 第5章 障害福祉計画	67
第1節 障がい者に対するサービス支援の全体像	67
第2節 障がい者の推計	68
1 市の人口と障がい者の推計	68
2 障害福祉サービス利用者の推計	69
第3節 国の基本指針に定める平成29年度に向けた数値目標	70
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	70
2 福祉施設から一般就労への移行等	71
3 地域生活支援拠点等の整備	72
第4節 事業量の見込み	73
1 障害福祉サービスの事業量見込み	73
2 地域生活支援事業の事業量見込み	80
3 障害児支援サービスの事業量見込み	85
4 障がい者虐待の防止に向けた体制整備	87
第5節 第3期計画の目標値と実績	88
1 国の基本指針に基づく取組の実績	88
2 サービス事業の提供実績	91
 第6章 計画の推進	97
第1節 計画の推進体制	97
1 制度の普及・啓発	97
2 障がい者ニーズの把握・反映	97

第2節 計画の進行管理	97
1 計画の達成状況の進行管理	97
2 人材の養成・確保及び資質の向上	98
3 庁内推進体制の整備	98
4 関係機関等の連携	98

資料編

1 計画策定の経過	資 - 1
2 あきる野市障害福祉計画策定委員会設置要綱	資 - 2
3 あきる野市障害福祉計画策定委員会委員名簿	資 - 4
4 地域自立支援協議会から聴取した意見	資 - 5
5 あきる野市障害福祉計画策定委員会委員からの主な意見	資 - 10
6 用語説明	資 - 15

第1章

計画の策定に当たって

計画の策定に当たって

第1節 策定の背景と趣旨

わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、以後、着実に進展を遂げています。特にここ数年は、障がい者の自立と社会参加を促進するために制度の創設・改正が行われてきました。

平成15年4月からは、利用者の立場に立った制度構築に向け、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から障がい者自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係の下で、契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行しました。

平成16年6月には、「障害者基本法」が改正され、基本的理念に障がい者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が明記されました。

平成17年4月には「発達障害者支援法」が制定され、発達障がい者への総合的な支援の流れが明確化され、また、平成18年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、精神障がい者の雇用対策など、障がい者の就労・雇用対策の強化が図られました。

平成18年10月からは、新たな制度として障害者自立支援法が全面施行されました。この法律により、これまで身体障害、知的障害、精神障害とそれぞれ別の制度体系で実施していた各種サービスが一元化されるとともに、就労移行支援事業の創設など、就労支援の抜本的強化が図られました。

平成19年4月には、「学校教育法」の中に特別支援教育が位置付けられ、全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援を充実させることになりました。

平成23年8月には、「障害者基本法」の改正により、発達障害その他の心身機能による障害を障がい者の範囲に加えるとともに、差別を禁止する条項等が明記されました。

平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者

昭和56年
国際障害者年

平成15年
支援費制度の開始

平成16年
障害者基本法の
改正

平成17年
発達障害者支援法
の制定

平成18年
障害者自立支援法
の制定

平成19年
学校教育法の改正

平成23年
障害者基本法の
改正

に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、障がい者に対する虐待を禁止するとともに、養護者に対する支援の措置等により、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げを排除する取組がなされることとなりました。

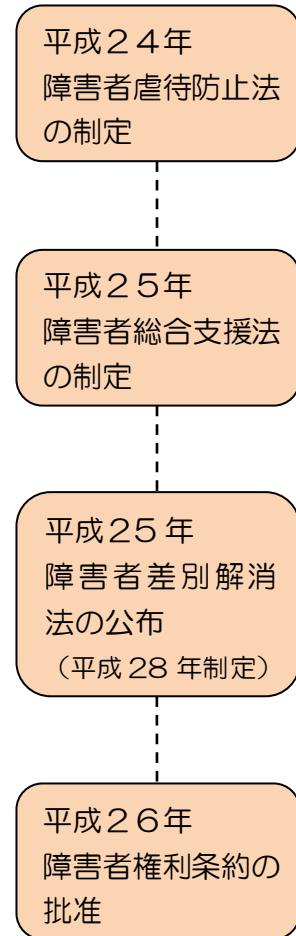
平成25年4月以降、難病患者等を障がい者の範囲に加えた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の下で、日常生活・社会生活の支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として、共生社会の実現に向けた取組が図られています。

そして、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の公布、平成26年1月には、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した国連の「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に批准がなされました。

これらのことにより、障害者権利条約の批准に向けて、一体的に取り組んできた国内法制度の整備が整い、障がい者が有する権利の実現に向けた取組の促進を図ることになります。

本市においては、平成18年度から障害者総合支援法に基づく「あきる野市障害福祉計画」を策定するとともに、「あきる野市地域保健福祉計画」に内包する形で、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、障がい者の自立に向けた各施策に取り組んできました。

ここで、現在の「あきる野市障害福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、今後の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために、「あきる野市地域保健福祉計画」に内包していた「障害者計画」を独立させ、「障害福祉計画」と一体的な計画として、「あきる野市障がい者福祉計画（障害者基本法に基づく障害者計画・障害者総合支援法に基づく障害福祉計画）」を策定しました。

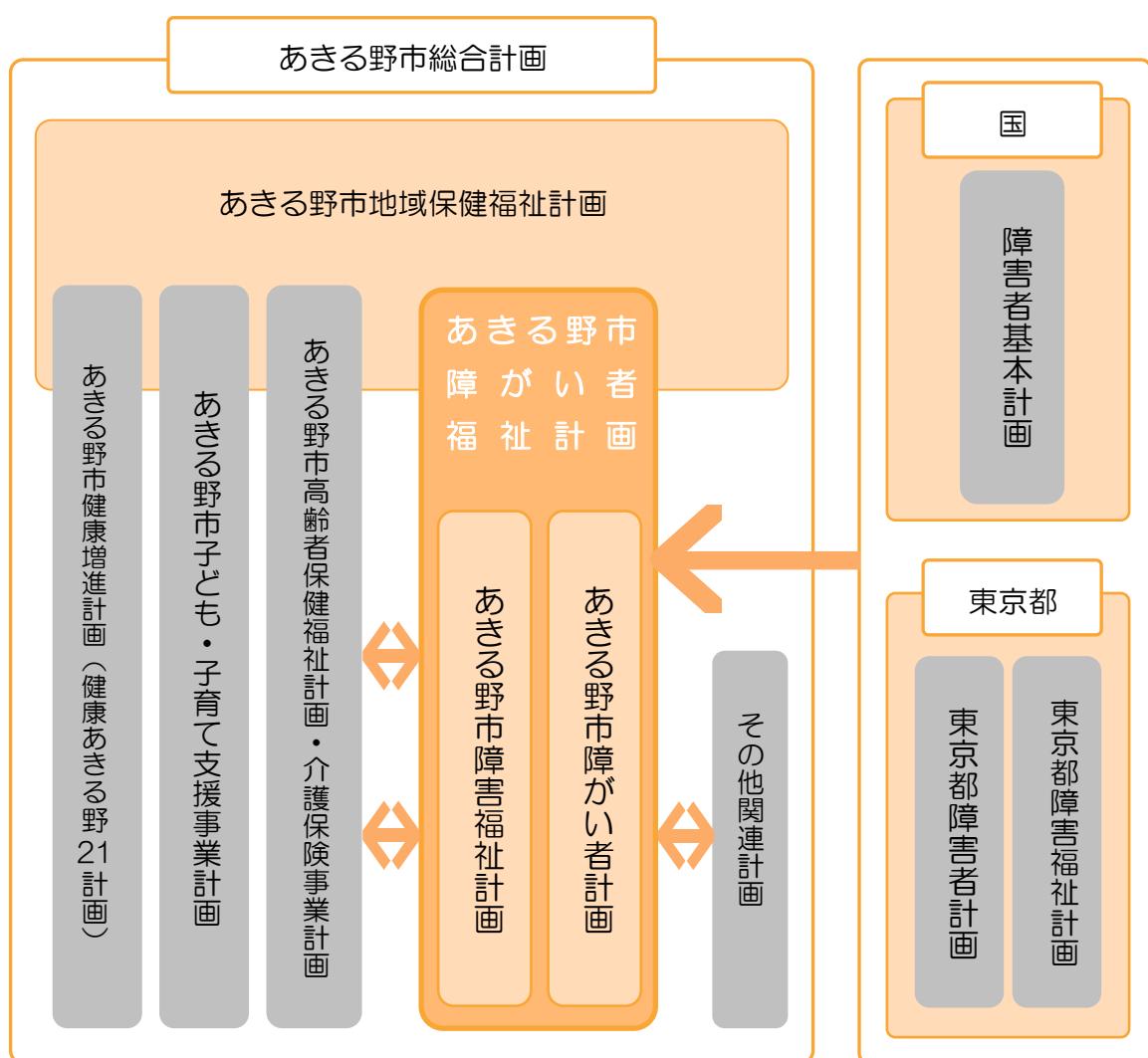


第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

「あきる野市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的に策定したものであり、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けられるものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や東京都の「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」との関係に留意し、「あきる野市総合計画」との整合を図りながら、本市の福祉政策の基本的な計画である「あきる野市地域保健福祉計画」の理念の下、「あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」「健康あきる野21計画」や市の関連計画との調和を図り、策定しました。



あきる野市障がい者福祉計画

あきる野市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定するものです。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、制度等の啓発、周知等に関する基本的方向性と具体的な施策を定めた、本市の障がい者施策に関する基本計画になります。

あきる野市障害福祉計画

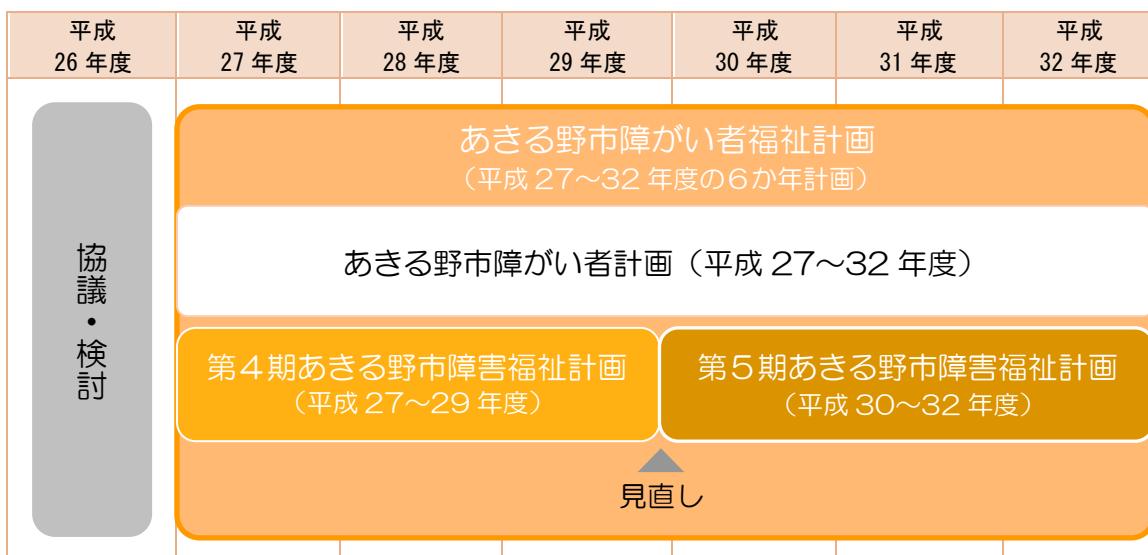
障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画として策定するものです。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業等を実施・提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、それらを確保するための方策を定めた実施計画になります。

2 計画の期間

あきる野市障がい者福祉計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間とします。

なお、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」については、計画期間を3年とし、計画の最終年である平成29年度に見直しを行います。

また、国第4期障害福祉計画の基本指針に定める「PDCAサイクルの導入」により、計画内容（成果目標等）については、協議会等の意見を聴くなどして、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画期間内であっても変更等を行うこととします。



3 計画の対象者

本計画は、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画であることから、それぞれの法の趣旨に沿い、身体障害、知的障害及び精神障害（発達障害を含む。）の3障害のほか、難病、高次脳機能障害など、市内の障がいのある全ての人を対象とします。

【 障害者基本法第2条第1号 】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【 障害者総合支援法第4条第1項 】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

【 児童福祉法第4条第2項 】

第4条

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第3節 計画の策定体制

1 「あきる野市障害福祉計画策定委員会」の開催

この計画は、市民の代表、障がい者当事者及び家族の代表、識見を有する者、保健医療・福祉・教育・雇用等の関係機関の代表者から構成される「あきる野市障害福祉計画策定委員会」において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

2 アンケート調査の実施

この計画の策定に当たっては、障がい者の生活実態、障害福祉サービスに係る利用状況や利用意向、障がい者施策等への満足度などを把握・分析するためにアンケート調査を実施し、把握した内容を検討事項として、あきる野市障害福祉計画策定委員会に報告しました。

- ① 調査の対象 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者それから無作為に抽出
- ② 調査の方法 郵送による配付、回収
- ③ 調査期間 平成26年3月17日から平成26年3月31日まで
- ④ 回収率

	配付数	有効回収数	有効回収率
合計	1,200通	644通	53.7%

3 地域自立支援協議会からの意見聴取

障がい者及びその家族、障害福祉に関わる関係機関、関係団体等に従事する関係者により構成され、障がい者に係る地域の課題等について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の課題等を整理しながら障害福祉に関する方策を協議する場として、「地域自立支援協議会」があります。

障害者総合支援法第88条第8項においては、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会（自立支援協議会）の意見を聞くよう努めなければならない」と定められていることから、本計画の策定に際しては、地域自立支援協議会から意見を聴取し、その内容を検討事項として、あきる野市障害福祉計画策定委員会に報告しました。

障害の表記

本計画における「障害」の表記については、市で定める「障がい者の表記」に基づき、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容する場合に「障がい」と表記します。それ以外の国の法令や地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞等については、そのままの「障害」と表記します。

また、文中の「障がい者」の表記については、障がい児を含めた本計画の対象者全てを表しています。対象が障がい児のみのときは、「障がい児」と表記しています。



第2章

障がい者の現状

第1節 市の人口動態

1 市の人口推移

総人口は、平成25年度末で81,900人となり、平成21年度末の81,739人と比べ、161人、率にして0.2%の微増となっています。年齢別の人団では、0歳～39歳の人口が減少傾向にあり、40歳以上の人口は増加傾向となっています。

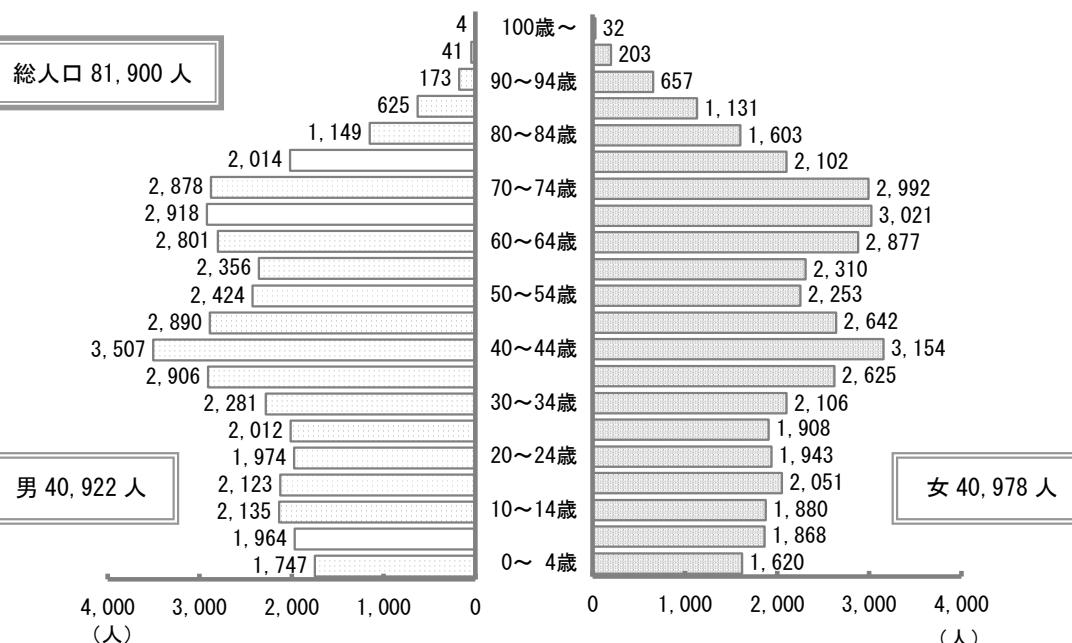
表 市の人口推移（年齢構成別）

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口	81,739	81,808	82,008	81,804	81,900
0～5歳	4,369	4,316	4,280	4,159	4,119
6～9歳	3,145	3,121	3,077	3,066	3,080
10～17歳	6,583	6,569	6,614	6,586	6,528
18～29歳	10,080	9,951	9,736	9,582	9,498
30～39歳	11,743	11,343	10,947	10,372	9,918
40～49歳	10,622	11,015	11,447	11,871	12,193
50～64歳	16,327	16,333	16,079	15,406	15,021
65～74歳	10,741	10,653	10,916	11,428	11,809
75歳以上	8,129	8,507	8,912	9,334	9,734

※ 各年度末現在

2 人口構成



第2節 障がい者の推移

1 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、年々増加の傾向にあります。

特に、知的障がい者の手帳（愛の手帳）所持者数は、平成25年度末で612人となり、平成21年度末の532人と比べ80人、率にして15%の増加となっています。また、精神障がい者の手帳（精神障害者保健福祉手帳）所持者数は、平成25年度末で451人となり、平成21年度末の320人と比べ131人、率にして41%の大幅な増加となっています。

平成25年度末の総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、身体障がい者が2.86%、知的障がい者が0.75%、精神障がい者が0.55%、全体の割合は4.16%となり、平成24年度末の4.07%と比較し、微増となっています。

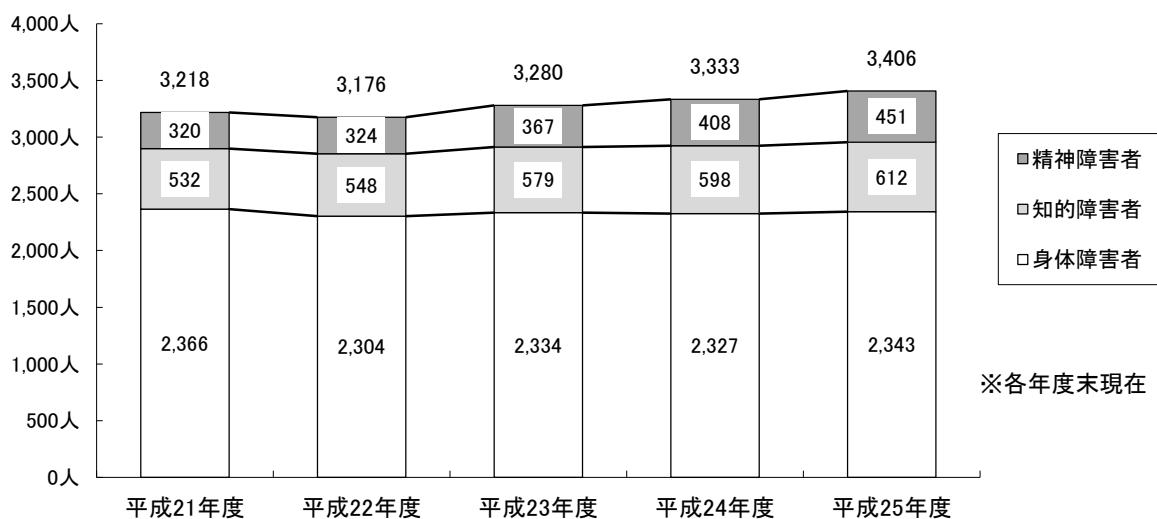
表 障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総 人 口	81,739	81,808	82,008	81,804	81,900
身体障がい者	2,366	2,304	2,334	2,327	2,343
知的障がい者	532	548	579	598	612
精神障がい者	320	324	367	408	451
障がい者全体	3,218	3,176	3,280	3,333	3,406

※ 各年度末現在

図 障害者手帳所持者数の推移



2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度末で 2,343 人となり、平成 21 年度末の 2,366 人と比べ 23 人、率にして 1% の微増となっています。

年齢構成別では、市の総人口の推移で 0 歳～39 歳の人口が減少傾向にある中、身体障害者手帳所持者数では 0 歳～17 歳の年齢層が若干の増加傾向にあります。また、平成 25 年度末における身体障害者手帳所持者の障害種別の状況は、肢体不自由が 1,300 人（全体の 55.48%）と最も多く、次いで内部障害 676 人（同 28.85%）、聴覚言語等障害 227 人（同 9.69%）、視覚障害 140 人（同 5.98%）の順となっており、平成 21 年度の状況と比べ、内部障害が増加しています。

表 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢構成別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全 体	2,366	2,304	2,334	2,327	2,343
0～5 歳	10	9	11	12	14
6～9 歳	15	17	19	22	23
10～17 歳	25	28	34	34	37
18～29 歳	66	60	59	51	52
30～39 歳	99	98	99	96	95
40～49 歳	134	137	136	145	148
50～64 歳	455	456	449	428	409
65～74 歳	608	588	606	611	628
75 歳以上	954	911	921	928	937

※ 各年度末現在

表 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全 体	2,366	2,304	2,334	2,327	2,343
肢体不自由	1,349	1,304	1,297	1,291	1,300
聴覚言語等障害	239	236	245	240	227
視覚障害	155	154	149	146	140
内部障害	623	610	643	650	676

※ 各年度末現在

図 身体障害者手帳所持者数の推移（障害程度別）

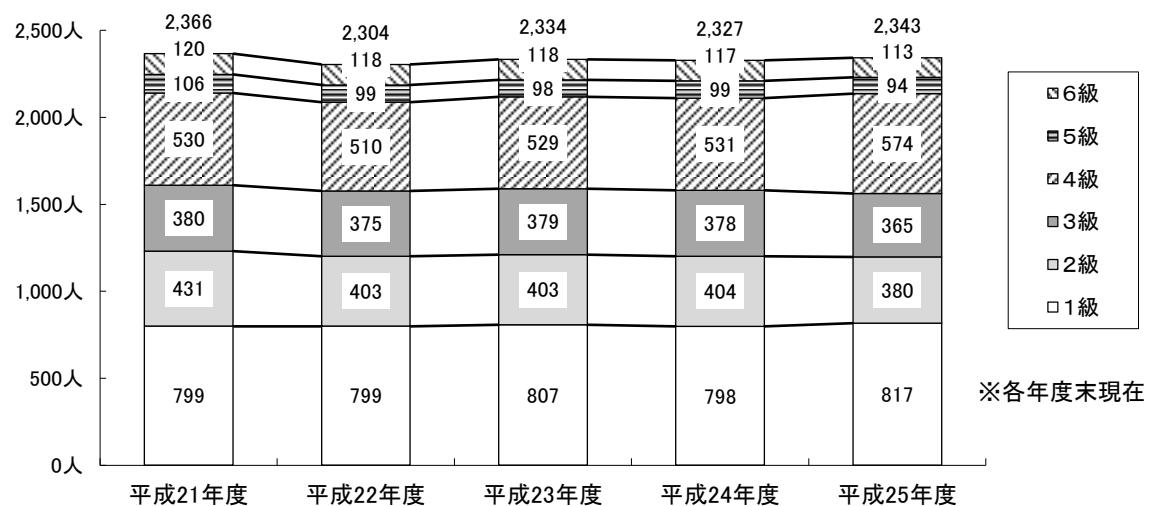


表 身体障害者手帳所持者数の状況（障害種別）

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
全 体	817	380	365	574	94	113	2,343
肢體不自由	295	260	253	361	76	55	1,300
聴覚言語等障害	23	62	41	49		52	227
視覚障害	49	46	9	12	18	6	140
内部障害	450	12	62	152			676

※ 平成 25 年度末現在

3 知的障がい者の状況

知的障がい者の手帳（愛の手帳）所持者数は、平成25年度末で612人となり、平成21年度末の532人に比べ80人、率にして15%の増加となっています。

年齢構成別では、市の総人口の推移で0歳～39歳の人口が減少傾向にある中、6歳～29歳の年齢層の所持者数が増加しています。

平成25年度末における知的障害の程度別の状況は、4度（軽度）が276人（全体の45.10%）、3度（中度）が173人（同28.27%）、2度（重度）が141人（同23.04%）、1度（最重度）が22人（同3.59%）となっており、ここ数年、4度の手帳所持者数の増加が顕著となっています。

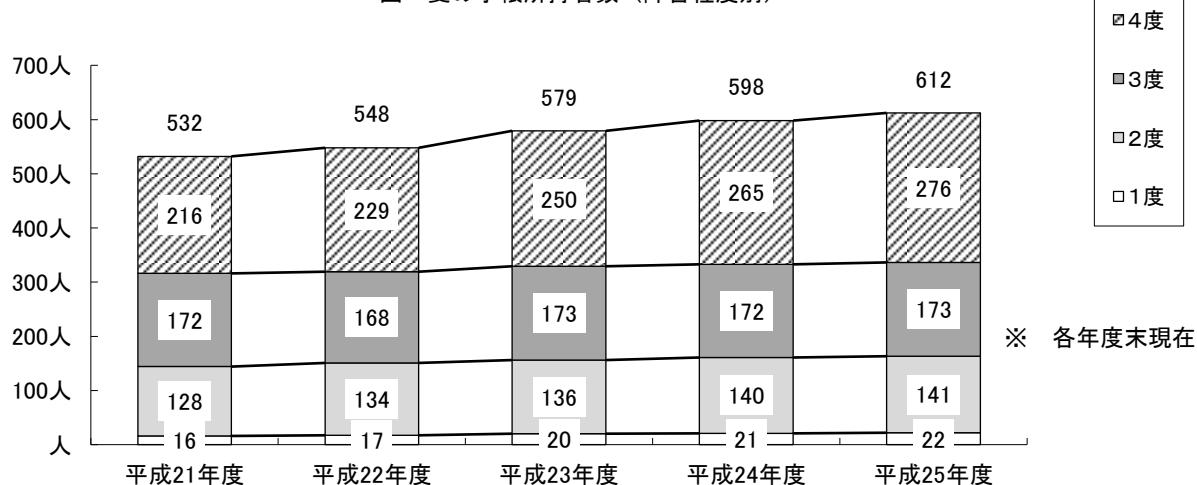
表 愛の手帳所持者数の推移（年齢構成別）

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全 体	532	548	579	598	612
0～5歳	17	16	18	11	8
6～9歳	32	31	43	49	47
10～17歳	99	111	111	120	121
18～29歳	122	125	134	144	160
30～39歳	99	105	104	100	89
40～49歳	74	75	80	86	94
50～64歳	54	59	55	55	59
65～74歳	22	16	21	25	25
75歳以上	13	10	13	8	9

※ 各年度末現在

図 愛の手帳所持者数（障害程度別）



4 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者の手帳（精神障害者保健福祉手帳）所持者数の推移 ● ● ● ●

精神障がい者の手帳（精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、平成25年度末で451人となり、平成21年度末の320人に比べ131人、率にして41%の大幅な増加となっています。年齢構成別では、特に40歳以上の各年齢層における増加が顕著になっています。

平成25年度末における精神障害の程度別の状況は、1級が52人（全体の11.53%）、2級が241人（同53.44%）、3級が158人（同35.03%）となっており、ここ数年、2級と3級の手帳所持者数が増加しています。

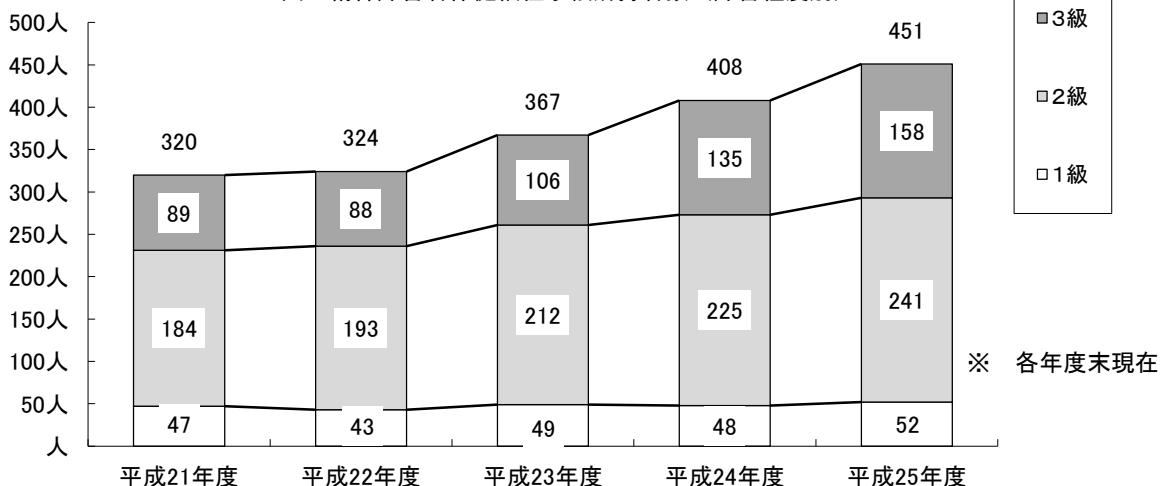
表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢構成別）

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合計	320	324	367	408	451
0～5歳	0	0	0	0	0
6～9歳	0	0	1	2	3
10～17歳	4	4	4	4	4
18～29歳	39	29	38	45	54
30～39歳	85	86	88	100	90
40～49歳	79	88	102	108	131
50～64歳	93	90	97	107	116
65～74歳	18	24	31	34	39
75歳以上	2	3	6	8	14

※ 各年度末現在

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害程度別）



(2) 自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ●

自立支援医療費制度（精神通院医療）の受給者数は、平成25年度末で1,031人となり、平成21年度末の825人と比べ206人、率にして25.0%の増加となっています。

表　自立支援医療費制度（精神通院医療）対象者

単位：人

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
825	919	917	961	1,031

※ 各年度末現在

※ 自立支援医療費制度（精神通院医療）…精神障害の適正な医療を普及するため、精神障がい者が病院、薬局等において通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の90%を医療保険と公費で負担する制度

5 難病患者等の状況

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に新たに難病患者等を加えました。

のことにより、身体障害者手帳等を取得できない場合でも同法に基づく障害福祉サービス等の利用が可能となりました。対象となる難病疾患は、当面の措置として、国の難治性疾患克服研究事業の対象疾患(130疾患)と関節リウマチとしていますが、平成27年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」の施行を受け、対象となる難病疾患の見直しが行われる予定です。

ここでは、市町村事務で取扱いをしている東京都難病医療費助成制度のうち、国が指定する「特定疾患治療研究事業」の56疾患に該当する受給者数を掲載します。

本市における平成25年度の受給者の多い疾患は、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデスの順になっています。

表　本市における国の特定疾患治療研究事業56疾患の受給者数

単位：人

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
416	412	453	499	493

※ 各年度末現在

6 発達障がい者の状況

平成17年4月、「発達障害者支援法」が施行され、発達障害の早期発見と支援に関する国や都道府県、市町村の責務が明らかにされるとともに、学校教育や就労における支援など生活全般にわたる支援の必要性が示されました。

また、平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正により、この法律に基づく支援の対象者として発達障がい者が含まれることが明記されました。

今後、教育、医療等の関係機関と連携し、発達障害の早期発見、早期療育などの取組を推進することが重要となります。

平成22年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小中学校の通常学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害の可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は、6.5%程度の割合で存在する可能性があると報告されています。



7 障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスのうち、居宅介護サービス等の介護給付に該当するサービス等を利用するためには、障害支援区分の認定が必要になります。障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1から区分6までという6段階で表されます。医師や福祉関係者の5人で組織する「介護給付費等支給審査会」で判定し、市が認定をします。

平成25年度末現在の認定者数362人のうち、知的障がい者（他の障害を併せ持つ認定者を含む。）が246人（全体の68.0%）となっています。

表 障害支援区分認定者数の状況

単位：人

区分 障害種別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	3	20	17	8	5	10	63
知的	8	34	45	24	31	17	159
精神	13	35	1	0	1	0	50
身体+知的	0	4	8	7	8	44	71
身体+精神	0	0	0	2	0	1	3
知的+精神	0	5	2	5	1	0	13
身体+知的+精神	0	1	2	0	0	0	3
難病	0	0	0	0	0	0	0
合計	24	99	75	46	46	72	362

※ 平成25年度末現在

※ 障害支援区分は、支援の必要度を区分で示すもので、区分1が最も低く、区分6が最も高いものとなります。

※ 精神には、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者を含む。

※ 難病は、難病のみを理由とする認定者（身体、知的、精神の障がいを併せ持つ者は当該3障害に含める。）

障害支援区分の認定が必要なサービス

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援
生活介護	療養介護	短期入所	施設入所支援	共同生活援助 (介護を要する場合)

第3節 雇用の状況

1 障害者実雇用率の状況

表 障害者実雇用率の推移

単位：%

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
全 国	1.59	1.63	1.63	1.65	1.69	1.76
東 京 都	1.51	1.56	1.63	1.61	1.66	1.72
青梅所管	1.57	1.69	1.60	1.64	1.70	1.74

※ ハローワーク青梅調べ。法定雇用率は、平成24年度までは1.8%、平成25年度からは2.0%

2 企業の障がい者雇用の状況

表 雇用状況の推移（ハローワーク青梅管内）

単位：人

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
身体障がい者 (重度)	113	123	116	139	130	121
身体障がい者 (軽度)	132	133	125	150	134	138
身体障がい者 (短時間)				9	12	13
知的障がい者 (重度)	8	11	11	13	17	17
知的障がい者 (軽度)	37	42	45	54	59	72
知的障がい者 (短時間)				1	9	6
身体障がい者 (重度短時間)	2	6	10	6	9	7
知的障がい者 (重度短時間)	2	1	4	5	1	7
精神障がい者	13	18	18	18	20	27
精神障害者 (短時間)	11	10	7	11	8	13
計	433.5	473	459.5	547.5	531.5	543

※ 資料：ハローワーク青梅（各年度6月1日現在）

※ 身体障がい者（重度）及び知的障がい者（重度）は実人数×2、身体障がい者（短時間）、知的障がい者（短時間）及び精神障がい者（短時間）は実人数×0.5人、その他は障がい者1人を1として算出

3 本市の障がい者雇用の状況

表 障がい者雇用の状況

職員数	対象職員数	障がい者数	障害者雇用率	法定雇用率
正規 418人	494人	14人	2.83%	
非正規 614人				2.3%

※ 平成26年6月1日現在

4 東京都立あきる野学園高等部卒業生の就労状況

表 卒業後の進路の状況

単位：人

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
一般企業	13	13	17	15	14	20
作業所等	13	20	23	16	20	21
進 学	1	1	1	0	0	1
在 宅	0	1	0	3	1	0
そ の 他	1(委託訓練)	0	0	0	0	0
全 体	28	35	41	34	35	42

※ 資料：東京都立あきる野学園

第4節 特別支援学級の学級数・児童生徒の状況



形態	学校名	種別	数	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
固定学級	東秋留小学校	知的障害	学級数	3	3	3	3	2	2
			児童数	23	22	20	18	16	10
	草花小学校	知的障害	学級数	3	3	3	3	3	2
			児童数	18	18	19	19	18	16
	一の谷小学校	知的障害	学級数	1	1	2	2	2	2
			児童数	1	5	9	11	13	13
	五日市小学校	知的障害	学級数	2	2	2	2	2	2
			児童数	15	15	16	14	13	14
通級指導学級	東中学校	知的障害	学級数	2	2	2	2	2	3
			生徒数	13	13	11	10	10	20
	西中学校	自閉症・情緒障害	学級数	1	1	1	1	1	3
			生徒数	1	4	6	5	6	17
	五日市中学校	知的障害	学級数	4	3	3	3	5	5
			生徒数	27	23	19	23	35	35
	西秋留小学校	情緒障害等	学級数	2	2	2	2	2	1
			児童数	15	14	15	14	15	6
通級指導学級	屋城小学校	情緒障害等	学級数	1	2	3	3	3	3
			児童数	4	16	22	25	24	24
	前田小学校	言語	学級数	2	2	2	2	2	2
			児童数	30	25	28	27	28	28
	増戸小学校	情緒障害等	学級数	3	4	4	4	4	4
			児童数	22	32	35	36	32	37
	秋多中学校	情緒障害等	学級数	1	1	1	1	1	1
			児童数	8	9	8	6	3	7
市全体	増戸中学校	情緒障害等	学級数	0	1	1	1	1	1
			生徒数	0	3	5	5	3	4
	固定学級		学級数	16	15	16	16	17	19
			児童等数	98	100	100	100	111	125
	通級指導学級		学級数	9	12	13	13	13	12
			児童等数	79	99	113	113	105	106
	総計		学級数	25	27	29	29	30	31
			児童等数	177	199	213	213	216	231

※各年度 5月1日現在

第3章

障がい者計画

第1節 基本理念

本市では、障害者基本法の「障害の有無にかかわらず、個人としての基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に地域の中で生活できる社会の実現を目指す」という目的に基づき、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してきました。

障がい者やその家族等がいつでも安心して気軽に相談でき、情報が得られる相談支援体制の充実や障害の状況に応じ、適切な障害福祉サービス等の提供がなされる体制の構築、就労や社会参加等の支援、ノーマライゼーションの理念や心のバリアフリーの浸透を図るための普及・啓発活動に取り組んできました。

平成27年度からを実施期間とする本計画では、従来の計画の理念を継承しつつ、平成26年1月に障害者権利条約の批准がなされたことなどを踏まえ、障がい者への差別の解消や社会的障壁の除去を図るため、障害や障がい者に対する理解の促進に取り組むとともに、住み慣れた地域の中で安心して生活することができるよう、社会資源の整備を図り、自己決定に基づいた自立した生活が保障されるまちづくりを目指します。また、ライフステージに応じたサービスの提供に努め、障がい者一人一人が、地域社会の一員として、個性を生かし、地域活動や就労、教育、文化活動等の社会参加を通じて、輝くことができるまちづくりを目指します。

これらのことから、本計画では基本理念として、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自立した生活ができるまちづくり」「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり」の2つを掲げ、障がい者福祉の推進に取り組みます。

【 基本理念 】

障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、
安心して自立した生活ができるまちづくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、
あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり

第2節 基本目標・施策体系

基本理念である「障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自立した生活ができるまちづくり」「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり」の実現に向けて、6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

【 基本理念 】

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自立した生活ができるまちづくり

【 基本目標 】

障害や障がい者に対する理解の促進と
相談支援体制の充実

地域生活を支援するサービスの充実

保健・医療の充実

障がい児支援の充実

安心して地域で生活できる環境づくり

就労や社会参加による生きがいづくり



基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と 相談支援体制の充実

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を形成するには、市民一人一人が障害や障がい者に対する理解を深めることが必要です。広報紙や講演会活動などを通じて、障害や障がい者に対する理解の普及・啓発を図るとともに、相談支援体制や判断能力の不十分な方の権利を守るために支援体制の強化を図ります。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 障害や障がい者に対する理解の促進	(1) 啓発・広報活動の推進	障害者週間等におけるイベント・講演会の開催
		広報紙・ホームページを通じた広報活動の充実
		障がい者団体活動への支援
		市職員に対する障がい者理解の周知・啓発
		障害に関するシンボルマークの周知・啓発
		身体障害者補助犬の普及・啓発
	(2) 福祉教育の充実	障害や障がい者に対する理解を深める教育の充実
		交流及び共同学習の推進
		地域住民との交流の推進
	(3) ボランティアの育成と活動の支援	ボランティアの育成と活動の支援
		ボランティア体験事業の促進
2 障害の多様化及びライフステージに応じた相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実	市相談窓口や相談支援事業の充実
		計画相談支援事業（サービス等利用計画）の推進
		基幹相談支援センターの設置に向けた検討
		地域自立支援協議会の充実
		身体・知的障害者相談員の利用促進
		民生委員・児童委員との連携
3 権利擁護の推進	(1) 成年後見制度等の推進	成年後見制度利用支援事業の実施
		成年後見制度等の周知・啓発
	(2) 障がい者の虐待防止対策の強化	障害者虐待防止センター機能の充実
		障害者虐待防止法の周知・啓発
	(3) 障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法の周知・啓発

基本目標2 地域生活を支援するサービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けて暮らしていくためには、障がい者が主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられるように、地域生活を支えるサービスの提供体制を整備していくことが必要となります。そのために、障がい者本人の意思を尊重した質の高いサービスを円滑に提供できるように、サービス量の確保とサービス提供体制の充実に努めます。

また、各種の経済的支援を実施し、障がい者の地域生活を支援します。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 地域生活を支えるライフステージに応じたサービスの充実	(1) ライフステージに応じたサービス提供体制の充実	訪問系・日中活動系サービス等の充実
		地域生活支援事業の充実
		福祉専門職の人材育成
		苦情等への対応の充実
2 経済的支援の実施	(1) 年金・手当・助成制度の周知・実施	障害年金制度の周知
		手当や助成金の給付
		市手当・助成金給付事業の新たな方策の検討
	(2) 各種割引・減免制度の利用促進	各種割引・減免制度の周知

基本目標3 保健・医療の充実

障害や疾病は早めに対応することで、その後の経過が良くなり、社会適応性が向上することが知られています。健康診査等の保健事業を充実させることにより、障害や疾病を早期に発見し、早期に適切な治療や療育に結び付けていくとともに、医療的なケアを欠かせない方たちに対する支援を充実します。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 保健事業の充実	(1) 疾病の早期発見と予防の促進	健康診査事業等の推進
	(2) 精神保健福祉の充実	精神保健福祉における相談支援体制の充実
		精神障がい者に対する地域移行・定着の推進
	(3) 難病患者に対する支援の充実	難病に関する相談支援体制の充実
2 医療の充実	(4) 高次脳機能障がい者に対する支援の充実	高次脳機能障がい者に対する関係機関の連携による支援体制の充実
	(1) 医療費の助成	自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成制度等の周知
	(2) 医療との連携	かかりつけ医の普及と情報提供体制の充実

基本目標4 障がい児支援の充実

障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見を図り、早期に適切な療育に取り組む必要があります。

また、障がいのある子どもの成長の各過程において、一人一人の教育的なニーズに配慮しながら、特別支援教育の推進など、適切な指導や必要な支援が求められています。

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期における特別支援教育の充実など、教育・保育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がいのある子どもやその家族に対して、身近な場所で提供する体制づくりを推進します。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 早期発見・早期療育体制の充実	(1) 妊婦・乳幼児に対する保健事業の充実	妊娠に対する母子保健事業の充実
		乳幼児健康診査の実施
		乳児家庭訪問事業の充実
	(2) 家族への相談支援体制の充実	療育相談・就学相談等による家族支援の充実
		保育・就学前後の支援体制の充実
		発達障がい児に対する支援策の検討
	(3) 未就学児への療育の推進	障害児支援サービス（児童発達支援等）の実施
		相談支援ファイルの利用促進
		ファミリー・サポート・センター事業の充実
2 学校教育の充実	(1) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実
		通級による指導の充実
		副籍制度による特別支援学校との連携
		教職員研修の充実
	(2) 教育相談等の充実	就学・教育相談の充実
		巡回相談の実施
3 休日、放課後等余暇活動の支援	(1) 休日、放課後等余暇活動の支援	障害児支援サービス（放課後等デイサービス）の実施
		居場所づくりの取組

基本目標5 安心して地域で生活できる環境づくり

障がい者が地域で生活していくためには、拠点となる住まいが必要です。住まいを確保するとともに快適な生活環境を整えるために、住宅や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、障がい者の日常生活の安全・安心を確保するため、防災や防犯対策を推進するとともに、情報提供・コミュニケーション支援の充実を図ります。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 居住環境の整備とバリアフリー化の推進	(1) 住まいの確保・整備	グループホームの整備と入居支援の充実
		民間住宅入居支援事業の実施
	(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設等のバリアフリー化の推進
		住宅のバリアフリー化の促進
2 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の充実	防災知識の普及・啓発
		災害時要援護者への支援の充実
		地域における見守りの推進
		緊急時等の情報伝達手段の充実
		災害時難病患者等支援計画の整備
	(2) 防犯対策の充実	防犯対策の推進
		消費者被害防止の取組
3 情報提供・コミュニケーション支援の充実	(1) 情報提供の充実	「障がい者福祉の手引」の発行
		音訳・点訳による情報提供の充実
	(2) コミュニケーション支援の充実	手話奉仕員等の養成・派遣

基本目標6 就労や社会参加による生きがいづくり

働くことは、障害のあるなしにかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいになります。そのため、障がい者の企業就労に向けた取組を推進するとともに、企業就労へのステップアップを目指す福祉的就労の充実を図ります。また、身近な地域での活動に参加し、市民との交流が図れるように社会参加の促進を図ります。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 企業就労の促進	(1) 企業就労に向けた支援体制の充実	就労支援ネットワークの構築
		就労・生活支援センター機能の充実
		ハローワークとの連携による就労促進
		地域自立支援協議会における就労支援事業者の連携の強化
	(2) 市内における雇用機会の創出	地元企業への雇用の創出
		職場体験機会の提供
2 日中活動の充実	(1) 福祉的就労の充実	福祉的就労の場の充実
		地域活動支援センターの充実
	(2) 生活介護事業の充実	生活介護事業の充実
		工賃向上計画の策定
		障害者就労施設等への優先調達の推進
	(3) 工賃水準の向上	自主製品の開発支援・販路拡大の取組
3 社会参加の促進	(1) 生涯学習活動（スポーツ・文化活動）への支援	スポーツ・レクリエーション事業の推進
		文化芸術活動の支援
	(2) 地域活動への支援	各種事業への積極的な参加の推進
		各種事業主催団体への障がい者理解の促進
	(3) 外出支援の充実による社会参加の促進	移動支援事業の実施
		自動車運転免許取得・改造助成事業の実施
		ヘルプマーク、ヘルプカードの活用の促進

第4章

施 策 の 展 開

アンケート結果の引用について

本計画では、1,200人を対象に実施したアンケート調査結果を引用しています。表やグラフにおいて、回答者の全体数と障害種別ごとの回答者数の合計が一致しない場合があります。これは、障害種別の調査項目において、無回答の人が複数いたため、障害種別の不明な回答は、全体数に含めるものの、障害種別には含めていないためです。

第1節 障害や障がい者に対する理解の促進と相談支援体制の充実

現状と課題

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を形成するには、市民一人一人が障害や障がい者に対する理解を深めることが必要です。

本市においては、広報紙や講演会活動など、様々な活動を通して、障害や障がい者に対する理解の普及・啓発に努めてきました。しかし、今回のアンケート調査結果では、「障害について理解されていないと感じるとき」についての設問に対して、「お店で買い物をするとき」や「電車やバス、タクシーなどで出かけるとき」「正社員やアルバイトなどとして仕事をするとき」などに、障害について理解されていないと感じると回答した割合が回答者全体で3割程度おり、3人に1人が障害について理解されていないと感じている結果になっています。

また、「困っていることを相談できる相手の有無」の設問に対しては、回答者全体で1割以上的人が相談できる相手が「いない」と回答しており、相談相手がない理由として、「相談先が分からぬ」と答えた人の割合が最も多くなっています。

そして、「あきる野市の障害福祉で、特に充実させる必要があること」の設問に対しては、「各種相談・情報提供の充実」と回答した割合が回答者全体の40.5%と高いことから、相談先が分からぬ人への対応として、各種相談や情報提供の充実に向けた取組などが必要と考えられます。

障害者総合支援法では、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な情報提供を行うとともに、相談を受け、関係機関と連携し、支援に当たることが市町村の役割とされています。

本市では、市内2か所の相談支援事業所で、障がい者の相談支援を行っており、地域における身近な相談支援の拠点として定着しつつあります。しかし、先の調査結果から、より一層の相談支援の充実を図るために、相談支援事業所や身体・知的障害者相談員の周知を図るとともに、今まで以上に身近で気軽に相談できる支援体制を整備することが必要となります。

また、障がい者やその家族にとって、様々な福祉の制度やサービスを知ることは、地域で自立し生活していく上で重要となります。

アンケート結果では、「市の生活支援に関するサービスの情報は、どこから得てい

ますか」の設問に対し、回答者全体で「市報（広報あきる野）」「家族や親族」「市役所」「医療機関」の割合が高い一方で、「特に情報を得ていない」の割合が 18.0%と約2割の人が情報を得ていない状況となっています。

障がい者からの相談に対しては、市や相談支援事業所が情報を提供するとともに、状況に応じ保健所や医療機関等と連携し、支援に当たっています。今後、難病患者や高次脳機能障がい者などに対する支援等、相談内容の多様化が予想されるため、今まで以上に分かりやすい情報の提供と支援に関わる関係機関との連携を密にした対応が必要となります。

また、国は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」を公布しました。今後、平成 28 年 4 月の法律の施行に向けて、法律の趣旨の理解とともに、今まで以上に障害や障がい者に対する正しい理解を深める取組が重要となります。



表 障害について理解されていないと感じるとき

単位：%

区分	有効回答数(件)	お店で買い物をするとき	電車やバス、タクシーなどで出かけるとき	風邪や怪我をして、病院にかかるとき	映画館や美術館などを利用するとき	レストランなどで外食するとき	保育園や学校などに入園・入学するとき	正社員やアルバイトなどとして仕事をするとき	住む家を探すとき	その他	特になし	無回答
全 体	644	13.4	13.2	8.4	4.7	7.5	2.3	10.2	2.3	3.9	52.0	14.4
身体障がい者	361	12.5	13.0	5.8	3.3	7.2	1.1	6.1	1.7	3.6	55.1	16.3
知的障がい者	95	27.4	25.3	17.9	9.5	14.7	8.4	8.4	1.1	1.1	37.9	13.7
精神障がい者	122	9.0	9.0	10.7	6.6	4.9	2.5	23.8	5.7	5.7	50.8	8.2
難病患者	45	6.7	6.7	4.4	—	4.4	—	11.1	—	8.9	57.8	13.3

図 困っていることを相談する相手の有無

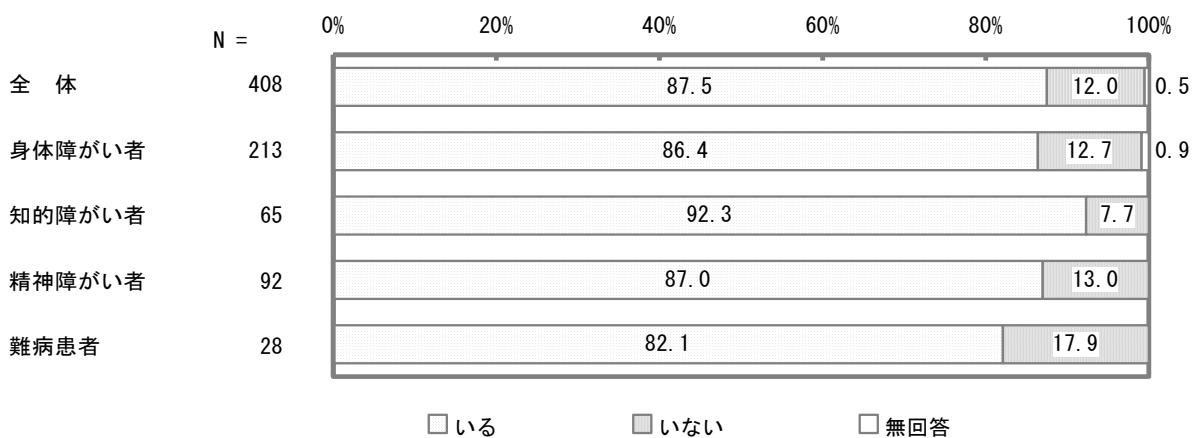


表 相談相手がいない理由

単位：%

区分	有効回答数（件）	相談先が分からぬい	誰にも相談したくない	家族や友人以外に相談する必要がない	他人に相談するのが不安	その他	相談するほどのことでもない	無回答
全 体	49	55.1	12.2	10.2	36.7	16.3	6.1	—
身体障がい者	27	51.9	11.1	14.8	29.6	11.1	11.1	—
知的障がい者	5	100.0	—	—	20.0	—	—	—
精神障がい者	12	41.7	25.0	8.3	50.0	41.7	—	—
難病患者	4	50.0	—	—	75.0	—	—	—

表 今後、あきる野市の障害福祉で、特に充実させる必要があること

単位：%

区分	有効回答数（件）	各種相談・情報提供の充実	介助、援助体制の充実	作業所など日中活動の場の拡充	保育	備蓄	災害時や非常時の支援体制の整備	障がい児教育の充実	文化、スポーツなどの活動への支援	障がい者への理解と協力	ボランティアなどの充実	障がい者などに配慮したバリアフリーの推進	その他	特になし	無回答
全 体	644	40.5	19.7	16.3	10.4	18.6	23.1	5.7	5.7	22.7	10.1	4.2	3.3	11.8	10.1
身体障がい者	361	36.6	23.0	12.7	6.4	10.2	25.5	3.6	3.3	22.2	16.1	3.3	3.0	13.3	12.7
知的障がい者	95	45.3	11.6	38.9	26.3	35.8	20.0	17.9	8.4	21.1	1.1	2.1	2.1	3.2	7.4
精神障がい者	122	44.3	13.1	11.5	12.3	30.3	16.4	3.3	6.6	31.1	1.6	6.6	3.3	15.6	5.7
難病患者	45	51.1	28.9	15.6	6.7	17.8	22.2	4.4	15.6	11.1	6.7	8.9	8.9	4.4	6.7

表 市の生活支援に関する情報の入手先

単位：%

区分	有効回答数 (件)	家族や親族	友人や知人	障がい者就労・生活支援センターあすく	生活支援センターイレフ	医療機関(医師、看護師、リハビリスタッフなど)	相談支援専門員(事業所でサービス利用計画を立ててくれる人)	サービス提供事業者
全 体	644	27.8	14.0	7.0	3.6	19.1	1.6	3.9
身体障がい者	361	27.4	13.0	3.3	0.3	18.0	1.4	2.2
知的障がい者	95	35.8	27.4	26.3	3.2	8.4	4.2	12.6
精神障がい者	122	26.2	8.2	5.7	14.8	31.1	0.8	4.1
難病患者	45	26.7	11.1	2.2	—	20.0	—	—

区分	所施設や就労支援事業	学校の先生	民生委員・児童委員	ケアマネージャー(介護保険)	地域包括支援センタ	社会福祉協議会	員身体・知的障害者相談	保健所
全 体	3.9	4.7	1.1	1.4	0.5	2.2	0.5	0.9
身体障がい者	2.8	2.2	0.8	1.9	0.6	1.7	0.6	0.8
知的障がい者	12.6	23.2	2.1	—	—	4.2	1.1	1.1
精神障がい者	1.6	—	—	—	—	1.6	—	0.8
難病患者	2.2	—	—	4.4	2.2	4.4	—	—

区分	市役所	市報(広報あきる野)	市のホームページ	インターネット	その他	特に情報を得ていない	無回答
全 体	23.0	29.5	5.0	5.9	2.2	18.0	3.6
身体障がい者	25.5	34.9	4.7	4.7	0.8	20.5	4.7
知的障がい者	27.4	15.8	4.2	7.4	4.2	5.3	4.2
精神障がい者	18.9	15.6	4.9	9.0	3.3	15.6	—
難病患者	4.4	46.7	11.1	4.4	4.4	28.9	—

1

障害や障がい者に対する理解の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
障害者週間等におけるイベント・講演会の開催	「障害者週間（12月3日から12月9日まで）」において、障がい者団体や日中活動系事業所の活動内容を紹介する展示イベント、障害をテーマとした映画、講演会などを開催し、障害や障がい者に対する正しい理解の促進に取り組みます。	障がい者支援課
広報紙・ホームページを通じた広報活動の充実	広報紙やホームページ等を活用し、市内の福祉事業所や障がい者団体等が主催する講演会やイベント等の活動を周知します。	障がい者支援課
障がい者団体活動への支援	障がい者団体の活動に対して、必要な支援を行い、各団体相互のネットワークづくりを支援します。	障がい者支援課
市職員に対する障がい者理解の周知・啓発	市職員に対して、障害や障がい者に対する正しい理解を深めるため、研修の実施や周知・啓発を行い、窓口等における配慮の徹底を図ります。	障がい者支援課 職 員 課
障害に関するシンボルマークの周知・啓発	障害について分かりやすく表示したシンボルマークの理解を深め、配慮を必要とする人に適切な配慮が図られるよう、広報紙やホームページ等で周知・啓発を図ります。	障がい者支援課
身体障がい者補助犬の普及・啓発	身体障がい者補助犬の意義や役割を周知・啓発することにより、身体障がい者が補助犬を同伴して、公共交通機関や公共施設、商業施設等を円滑に利用できるように、理解の促進と補助犬の普及に努めます。	障がい者支援課

(2) 福祉教育の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
障害や障がい者に対する理解を深める教育の充実	総合的な学習の時間等を通して、学年に応じた障害や障がい者に対する正しい理解を進めるとともに、思いやりの心を育むため、福祉活動の体験などを通じて、福祉意識の醸成を図ります。	障がい者支援課 指導室
交流及び共同学習の推進	全ての児童・生徒が互いに関わり合う学習として、特別支援学級及び通常の学級の在籍児童・生徒の交流及び共同学習を実施することにより、多様性を尊重する心を育みます。	指導室
地域住民との交流の推進	地域住民と障がい者の相互交流・相互理解を促進するため、障害者入所施設・特別支援学校・グループホーム等で行われる各種行事への地域住民の参加や地域行事への障がい者の参加など、相互交流活動を促進します。	障がい者支援課

(3) ボランティアの育成と活動の支援

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
ボランティアの育成と活動の支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の活動情報の提供、研修、交流等の事業を行い、ボランティアの育成及び活動を支援します。	障がい者支援課 生活福祉課
ボランティア体験事業の促進	福祉に対する理解を深め、関心を高める取組として、社会福祉協議会が行う「夏体験ボランティア」などのボランティア体験事業を支援します。	障がい者支援課 生活福祉課

2 障害の多様化及びライフステージに応じた相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
市相談窓口や相談支援事業の充実	<p>複雑化・長期化する相談事例に対応するため、窓口に保健師等を配置し、精神障害、発達障害、高次脳機能障害や対象疾病的範囲が拡大する難病等の新たな相談分野、困難事例に対する専門的な指導・助言を行います。</p> <p>また、障がい者の日常生活や障害福祉サービスの利用などについて、相談支援事業所と連携し、必要な情報提供や助言を行うとともに、相談支援体制の強化や身体・知的障害者相談員の資質向上に取り組みます。</p>	障がい者支援課
計画相談支援事業（サービス等利用計画）の推進	障害福祉サービスの利用希望者に対して、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成することにより、利用者一人一人に適した支援を図ります。	障がい者支援課
基幹相談支援センターの設置に向けた検討	相談支援体制の充実を図るため、相談支援機関の統括と総合的な対応を図る組織として「基幹支援センター」の設置について検討を行います。	障がい者支援課
地域自立支援協議会の充実	地域自立支援協議会において、刻々と変化する障害福祉に係る地域課題等に対応するため、情報の共有等とサービスの質の向上に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、地域支援ネットワークの強化を図ります。	障がい者支援課
身体・知的障害者相談員の利用促進	地域における身近な相談員として、身体障害者相談員、知的障害者相談員がいます。相談員は、障がい者の日常生活の相談や各種サービスの利用手続等の支援を行います。また、相談員は、自らが障がい者やその家族であることから、相談者と同じ視点で相談がしやすいよう配慮していきます。	障がい者支援課

民生委員・児童委員との連携	市内の各地域において、相談・指導・助言等の個別援助活動を行う民生委員・児童委員に対して、研修会等を通して、必要な情報提供を行うことにより、相談活動の支援を図ります。	障がい者支援課 生 活 福 祉 課
---------------	--	----------------------

3 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度等の推進

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
成年後見制度利用支援事業の実施	身寄りのない知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度を利用する場合に、市が審判請求の申立ての支援を図ります。	障がい者支援課
成年後見制度等の周知・啓発	成年後見制度や社会福祉協議会が実施する権利擁護の取組について、広報紙やホームページ、市窓口、関係機関を通して、障がい者や家族に対し必要な情報提供を行い、制度利用の促進を図ります。	障がい者支援課 生 活 福 祉 課 高齢者支援課

(2) 障がい者の虐待防止対策の強化

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
障害者虐待防止センター機能の充実	障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、障害者虐待防止法に基づき、24 時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営し、警察、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との連携を図りながら、障がい者及び養護者への支援体制を強化します。	障がい者支援課
障害者虐待防止法の周知・啓発	障がい者に対する虐待の防止を図るため、広報紙やホームページ、市窓口、関係機関を通して、障害者虐待防止法の周知と正しい理解の普及を図ります。	障がい者支援課

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
障害者差別解消法の周知・啓発	平成 28 年4月に施行となる障害者差別解消法について、市民の関心と理解を深めるため、必要な周知・啓発活動を行います。	障がい者支援課

障害者週間啓発事業

就労支援事業所・障害児通所支援事業所・障がい者団体の活動内容展示会



第2節 地域生活を支援するサービスの充実 ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で、必要な支援を受け暮らしていくためには、障がい者が主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられるように、地域生活を支えるサービスの提供体制を整備していくことが必要となります。

本市においても、障がい者が増加していく中で、障害の多様化や本人及び介助者の高齢化など、障がい者を取り巻く環境は変化しており、様々なニーズに応じたサービスの提供体制の整備が求められます。また、障害福祉サービス等の制度についても、周知や制度理解を図る必要があります。

アンケート調査結果では、「障害福祉サービスの利用に関して、困っていること、不便なこと」の設問に対して、「何が利用できるのか分からない」や「サービスに関する情報が少ない」などの回答があり、障害福祉サービスの利用を必要とする人が、利用できていない可能性があることがうかがえます。

地域に適切なサービスがあったとしても、そのサービスを知ることができなければ、利用することができません。市が主体となり、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、あらゆる機会を捉えてサービスの周知を図り、サービスの利用につなげていく取組を行うことが重要です。

また、地域自立支援協議会の意見には、特別支援学校の卒業後の進路選択において、日中活動サービスの利用を希望しても、利用できる事業所が見つからない、といった意見がありました。特別支援学校卒業生の多くは、卒業後の進路として、日中活動系サービスの利用を希望するため、障害特性や利用者ニーズに応じた質の高いサービスの提供を行う日中活動の場の確保を図ることが必要となります。

さらに、課題の一つとして介助者の高齢化が挙げられます。アンケート調査結果では、「障がい者の介助者・支援者」についての設問に対して、身体障がい者は「父母」「配偶者」が多く、年齢は「50歳以上」で全体の8割を占めています。また、知的障がい者は「父母」がほとんどで、年齢は「50歳以上」が6割となるなど、介助する家族の高齢化、長時間の介助による肉体的・精神的疲労、緊急時の対応などの問題を抱えています。そのため、介助者に対して障害福祉サービス等に関する情報提供と適切な利用方法等の周知を図るとともに、相談体制の充実、介助者同士の交流の場の提供などの支援を行う必要があります。

本市では、障害福祉サービス等の各種サービスについて、障害の状態や障がい者のライフステージ、また、障がい者一人一人の状態や利用ニーズに沿って、常に適切で質の高いサービスを円滑に提供できるよう、サービス提供事業者との連携の下で、サービス

量の確保及びサービスの提供体制の充実に努めるとともに、家族に対する相談支援の充実を図ることで、障がい者が必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域の中で生活できるよう、福祉の向上を図ります。

表 障害福祉サービスの利用に関して、困っていること、不便なこと

単位：%

区分	有効回答数（件）	少ない サービスに関する情報が わからない	何が利用できるのか分か らない	利用したい内容のサービ スがない	サービスが障害の特性に 合っていない	サービスが障害の特性に 合っている	サービスの利用方法が分 かりづらい	サービスの利用方法が分 かりづらい	サービスを利用するため の手續が大変	利用できる回数や日数が 少ない	事業所との利用日時など の調整が大変
訪問系サービス	644	16.5	25.6	5.4	3.1	8.2	4.3	2.8	1.7		
日中活動系サービス	644	16.0	23.3	4.0	2.3	8.1	3.1	1.4	1.6		
その他福祉サービス	644	14.6	20.0	2.5	1.1	5.7	4.0	2.0	1.2		

区分	サービスの質に不満 がある	自分に合う事業所が 見つからない	事業所に要望を伝え づらい	事業所の担当者が代 わってしまう	経済的負担が大きい	他人を家に入れるこ とに抵抗がある	その他	特にない	無回答
訪問系サービス	1.4	2.8	0.6	0.5	6.4	7.9	2.0	40.7	22.5
日中活動系サービス	1.1	2.6	1.4	0.8	5.6	5.7	2.6	46.0	17.7
その他福祉サービス	1.1	1.7	0.6	0.3	5.6	3.9	3.6	42.7	22.2

1 地域生活を支えるライフステージに応じたサービスの充実

(1) ライフステージに応じたサービス提供体制の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
訪問系・日中活動系サービス等の充実	障害者総合支援法に基づく在宅福祉サービスについて、事業者と協力・連携して、適正なサービス量を提供することができるよう、サービス提供体制の充実を図ります。	障がい者支援課
地域生活支援事業の充実	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、利用者ニーズを踏まえた事業の充実を図ります。	障がい者支援課
福祉専門職の人材育成	障害福祉サービス等の提供を安定的に行うためには、専門的知識を持つ福祉専門職の確保・育成が重要となります。 福祉事業者、関係団体が参画する地域自立支援協議会を中心に、福祉人材の確保・定着・育成に向けた取組を促進します。	障がい者支援課
苦情等への対応の充実	事業者に対して、事業の透明性を図る目的から、第三者評価機関への受審や第三者委員の設置の必要性を周知するとともに、苦情等に適正かつ迅速な対応を図る体制整備を促します。 また、市では、苦情に対する状況確認等を迅速に行うとともに、必要に応じて、東京都の運営適正化委員会の活用を案内します。	障がい者支援課



2 経済的支援の実施

(1) 年金・手当・助成制度の周知・実施 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施 策 名	取 �組 内 容	所 管 課
障害年金制度の周知	<p>障害年金制度について、制度の存在や手続方法などを知らないために、本来、受給できるはずの年金を受給できないことのないように、障害基礎年金制度の周知・啓発を図ります。</p> <p>また、年金受給に際し、過去の受診歴などの記録が必要となることから、相談支援ファイルの活用の周知を併せて行います。</p>	障がい者支援課 保険年金課
手当や助成金の給付	国や東京都などが実施する各種手当等の給付により、障がい者の日常生活の安定を図ります。	障がい者支援課 子育て支援課
市手当・助成金給付事業の新たな方策の検討	<p>障がい者及びその家族の経済的な負担の軽減を目的とした現金給付事業について、事業創設時と比べ、事業を取り巻く環境が変化しています。</p> <p>このため、現行事業のあり方を検討するとともに、障がい者が必要とするサービスの拡充を図るため、併せて、新たな事業の創設について検討を行います。</p>	障がい者支援課

(2) 各種割引・減免制度の利用促進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
各種割引・減免制度の周知	住民税の控除や自動車税、NHK放送受信料等の減免、有料道路料金、携帯電話基本料等の割引など、各種制度の周知を行い、利用の促進を図ります。	障がい者支援課 課 税 課

第3節 保健・医療の充実

現状と課題

障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、健康診査や健康相談などの保健事業を実施し、障害の原因となる疾病の予防を図るとともに、疾病を早期に発見し、早期に適切な治療やリハビリテーションに結び付けていくことが必要となります。

アンケート調査の結果では、「主な障害・疾患が分かった年齢」についての設問に対し、身体障がい者では、「50～64歳」と回答した割合が22.2%、「65～74歳」の割合が13.9%、「75歳以上」の割合が5.8%となっており、合計で50歳以上の人人が41.9%となっています。また、身体障がい者の障害種別の中で中高年層に発生割合が多い「内部障害（心臓や腎臓等の臓器の疾病に起因する障害）」が増加していることから、予防策として、生活習慣病の対策が重要となります。

本市では、生活習慣病予防の普及・啓発を図るとともに、健康診査、各種検診、健康相談等の保健事業を実施し、市民の健康づくりを推進してきました。今後においても、疾病を早期に発見し、適切な治療に結び付けるため、保健・医療・福祉との連携の下で、保健事業を充実し、疾病や障害の発生予防と障害の軽減を図ることが必要となります。

また、アンケート結果では、「日常的に診療や相談などを受けられる医師の有無」についての設問に対し、「市外にいる」の割合が回答者全体で約3割、「いない」の割合が約1割となっています。特に、精神障がい者、難病患者では、「市外にいる」の割合が5割と高くなっています。

「健康管理や医療について、困ったり、不便に思うこと」の設問に対しては、精神障がい者や難病患者では、「通院するのが大変」や「近所で診療してくれる医療機関がない」の割合も高くなっています。

本市では、地域で安心して暮らすためには、身近で慣れ親しんだ医療機関とつながることが重要と考え、地域で身近に相談することのできる顔見知りの「かかりつけ医」を持つことを勧めるとともに、精神障がい者や難病患者に対しては、関係機関と連携の下、医療機関などの情報提供に努めています。

また、精神疾患については、精神科医療や相談窓口の充実により、初期の段階で疾患を発見し、早期に治療することで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障害に対する理解は十分と言えず、誤解や偏見が残っており、早期対応に結び付いていない事例が見受けられます。

精神障がい者の地域生活を支援するため、精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を図るとともに、ライフステージに応じた相談支援体制を整備し、精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図ります。

図 主な障がい・疾患が分かった年齢

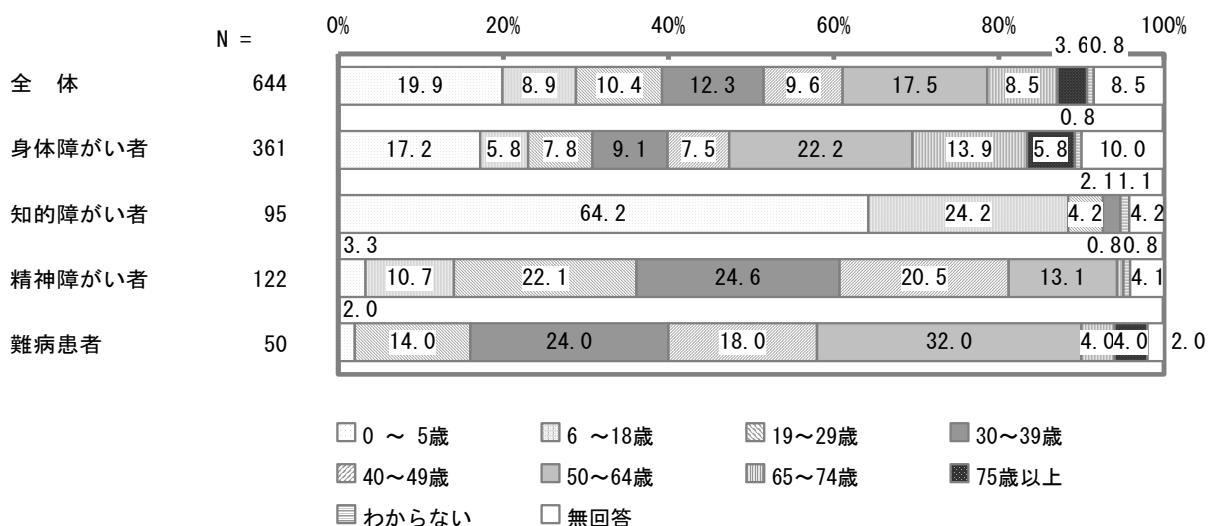


図 日常的に診療や相談などを受けられる医師の有無

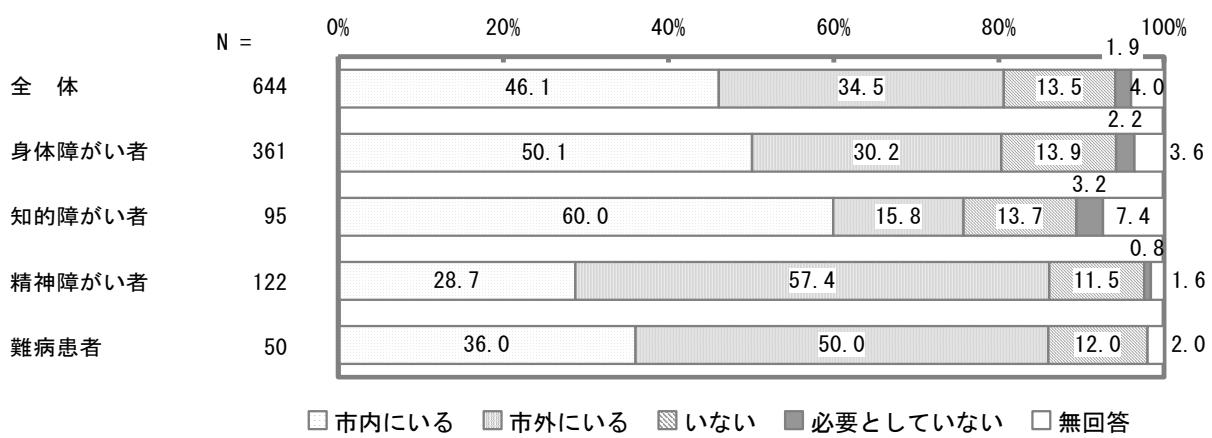


表 健康管理や医療について、困ったり、不便に思うこと

単位 : %

区分	有効回答数 (件)	医療機関がない 近所で診療をしてくれる のが大変	通院する の医療機関がない 訪問診療をしてくれる 医師	障害のため に伝えられない に伝える ことがある	障害を理由 に診療を断ら れることがある	受診の手續や 案内などが 障害への配慮に 欠けてい る人がいない	通院時に 付き添つてくれ る人がいない	医療費の負担が 大きい	入院の際に付添いや 個室の利用を強いられる	その他	特にない	無回答
全 体	644	11.2	21.1	1.1	8.4	1.9	3.9	4.8	13.0	0.9	6.4	45.0
身体障がい者	361	8.3	20.2	1.1	3.9	1.1	3.3	6.4	11.9	0.8	6.6	47.6
知的障がい者	95	12.6	10.5	2.1	28.4	5.3	7.4	2.1	9.5	1.1	4.2	37.9
精神障がい者	122	13.9	31.1	0.8	10.7	1.6	3.3	4.1	18.9	1.6	7.4	41.8
難病患者	45	17.8	28.9	—	—	—	4.4	—	13.3	—	4.4	55.6

1 保健事業の充実

(1) 疾病の早期発見と予防の促進

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
健康診査事業等の推進	障害の原因となる生活習慣病の予防を図るため、健康診査や各種検診を行うとともに、診査等の結果に基づく指導・助言を行うなどの保健サービスの充実を図ることで、障害の原因となる疾病の早期発見と障害の発生予防を促進します。	障がい者支援課 健 康 課

(2) 精神保健福祉の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
精神保健福祉における相談支援体制の充実	精神疾患の発症は、本人や家族では気付きにくいため、本人・家族からの相談や関係機関からの情報提供に対し、適切な支援を図るとともに、医療機関や保健所等と連携し、適切な医療につなぐよう、相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課
精神障がい者に対する地域移行・定着の推進	退院・退所した精神障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、医療機関と連携した退院から地域生活までの支援を図るとともに、暮らしの拠点となるグループホーム等の住まいの確保や居宅サービスの支援を図ります。また、就労支援や地域社会資源の活用により、関係機関との連携の下で地域定着を促進します。	障がい者支援課

(3) 難病患者に対する支援の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
難病に関する相談支援体制の充実	難病法の施行による国の指定難病の拡大に伴い、対象者が大幅に増加することが見込まれています。このため、東京都と連携し、制度周知を図るとともに、難病に関する相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課

(4) 高次脳機能障がい者に対する支援の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
高次脳機能障がい者に対する関係機関の連携による支援体制の充実	高次脳機能障害の正しい理解を深めるため、周知・啓発を図るとともに、一人一人の障害特性に配慮した支援を行えるよう、医療・福祉・介護・労働等の関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課

2 医療の充実

(1) 医療費の助成

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成制度等の周知	パンフレットや広報紙等により、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）等の医療費公費負担制度の周知に努めます。	障がい者支援課

(2) 医療との連携

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
かかりつけ医の普及と情報提供体制の充実	障害の軽減や自立の促進を図るため、地域で気軽に相談ができる、顔見知りの「かかりつけ医」を持つことを勧めます。 また、医療機関との連携の下、障がい者が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、地域医療情報等の提供を行います。	障がい者支援課 健 康 課

第4節 障がい児支援の充実

現状と課題

障がいのある子どもがそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害や疾病の早期発見に取り組むとともに、幼稚園、保育園、学校等の関係機関が連携を図り、早い段階で適切な治療や指導訓練につなぎ、障害の軽減や基本的な生活機能の向上を図ることが必要となります。

本市では、母子健康手帳発行時の保健師による母親への面接、母親学級の開催、家庭訪問など、妊婦に対する母子保健事業を実施し、出産に向けた妊婦の不安感の解消と支援の必要な家庭の把握に取り組んでいます。また、生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、乳児の身体の発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、3～4か月児から3歳児を対象とした乳幼児健康診査を実施し、健康診査の結果、医療や経過観察が必要とされた乳幼児には、継続的な相談や訪問指導、早期療育への円滑な移行を支援しています。今後も妊婦への相談対応や乳幼児健康診査等の母子保健事業を充実し、きめ細かな支援を行うことが必要となります。

教育においては、障害の内容が多様化・複雑化していることから、障がいのある子どもの成長の各過程において、一人一人の教育的なニーズに配慮しながら、特別支援教育の充実など、適切な指導や必要な支援が求められています。

本市においては、平成16年度から特別支援教育の体制整備を進め、特別支援教育コーディネーターの複数指名や巡回相談の充実、相談支援ファイルの作成・活用等を推進することにより、学校や保育園、幼稚園等の地域の関係機関と連携を図りながら、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を通して自立と社会参加を支える特別支援教育を推進しています。

しかし、特別な支援を必要とする児童・生徒数は年々増加傾向にある上、教育に対する個々のニーズは多様であることから、対応を要する課題が見受けられます。

あきる野市障害福祉計画策定委員会では、早い段階から家族・関係者が共に子育てを行う支援体制の構築が必要であり、そのためには、障がい児を持つ家族に対する相談支援体制の強化や3歳児健診後のフォローの場の確保、発達支援センターの設置、成人期に診断される2次障害への対応、保育・教育に携わる職員の人材育成等の取組が必要である旨の意見が出されました。

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を提供するためには、福祉・教育・保健・医療各分野の連携を強化し、多様な障害特性や一人一人の教育的ニーズに対応できる支援体制を整備していく必要があります。

1 早期発見・早期療育体制の充実

(1) 妊婦・乳幼児に関する保健事業の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
妊婦に対する母子保健事業の充実	母子健康手帳発行時の面接相談や母親学級、家庭訪問等の妊婦に対する母子保健事業を実施し、出産に向けた妊婦の不安等の解消と支援の必要な家庭の把握を図ります。	健 康 課
乳幼児健康診査の実施	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を実施し、月齢に応じた発育・発達の確認、指導・助言を行います。健康診査の結果、医療や経過観察が必要とされた乳幼児には、継続的な相談や訪問指導、早期療育への円滑な移行を支援します。	健 康 課
乳児家庭訪問事業の充実	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、乳児の身体の発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、適切な関係機関やサービスにつなぐなどの対応を図ります。	健 康 課

(2) 家族への相談支援体制の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
療育相談・就学相談等による家族支援の充実	支援を必要とする子どもの保護者に対し、障害に対する理解を図るとともに、育児不安の解消を図るための相談・助言を行うことにより、早期療育につなげられるように、関係機関との連携の下で支援を図ります。	障がい者支援課 健 康 課 子育て支援課 指 導 室

(3)未就学児への療育の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
保育・就学前後の支援体制の充実	保育園・幼稚園が実施する職員の加配や障害に対する理解を深めるための研修などを支援するとともに、児童、保健、教育等の関係部局、関係機関で連携体制の強化を図ることにより、情報共有と支援策の検討などを図ります。	障がい者支援課 児童課 健康課 指導室
発達障がい児に対する支援策の検討	<p>発達障がい児に対して、ライフステージに応じた切れ目ない支援を図るためにには、障害、児童、教育等の関係部局及び関係機関が連携し、情報を共有し、一体的な支援に取り組むことが必要となります。</p> <p>このため、今後、より一層の支援を図る観点から、発達支援センターの設置などを含めた支援体制のあり方や支援の方法について、国・都の動向や各市町村の取組内容、本市の状況を踏まえた検討を行います。</p>	障がい者支援課 児童課 健康課 指導室
障害児支援サービス（児童発達支援等）の実施	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うための児童発達支援等の充実を図ります。	障がい者支援課
相談支援ファイルの利用促進	乳幼児から児童を経て、就労の段階までの成長の記録と支援の経過・成果等が、保健・医療・福祉・教育・就労機関等に引き継がれ、共通理解の下で一貫した支援を受けることができるよう、相談支援ファイルの普及に努めます。	障がい者支援課 児童課 健康課 指導室
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子どもの障害に対する理解を深めるための講習会の開催や情報提供等を行うとともに、関係機関で行う講演会等に参加し、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課

2 学校教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童に対し、その発達の状況に応じた多様な教育の場を提供する特別支援教育を充実します。	指導室
通級による指導の充実	学習面や行動面などに課題がある児童・生徒に対し、通級指導学級において、一人一人の障害特性に応じた指導により、児童・生徒の能力を最大限に發揮できるよう支援を図ります。	指導室
副籍制度による特別支援学校との連携	特別支援学校に在籍する小・中学部の児童・生徒が市内の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を置き、障害の状況に応じた交流をすることにより、居住地域とのつながりの維持・継続を図るとともに、児童・生徒がお互いの違いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解を図ります。	指導室
教職員研修の充実	教職員に対する研修を実施し、多様な障害に対する理解を深め、障害特性に応じた教育の支援を図ります。	指導室

(2) 教育相談等の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
就学・教育相談の充実	障がいのある児童・生徒一人一人の障害の実態や教育的ニーズに応じた対応を図るために、保護者に対する支援と合わせ、発達、療育等に関する情報提供や指導助言を行うとともに、早い段階から相談及び支援を図るため、学校等の関係機関と連携し、就学・教育相談体制の充実を図ります。	指導室
巡回相談の実施	臨床心理士等が保育園や学校等に赴き、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒や、次年度に就学予定の幼稚園・保育園児を実際に見て、行動観察を行うとともに、支援方策等の指導・助言等を行うことで、適切な支援を図ります。	児童指導課

3 休日、放課後等余暇活動の支援

(1) 休日、放課後等余暇活動の支援

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
障害児支援サービス(放課後等ディサービス)の実施	放課後等に、生活能力の向上に向けた訓練等の療育を行う場として、利用希望の高い放課後等ディサービスの充実を図ることにより、障がい児の療育を促進し、自立に向けた支援を図ります。	障がい者支援課
居場所づくりの取組	<p>学童クラブでは、集団生活への適応や各クラブの状況などを踏まえ、障がい児の放課後対策の充実を図っていきます。</p> <p>また、就労・生活支援センター「あすく」や関係団体と連携することで、障がい児及びその家族が気軽に立ち寄り、交流等を図ることのできる拠点の確保を図ります。</p> <p>「あすく」内に「障がい児あそびの広場」を設け、障がい児が自分のリズムで遊具遊びや創作活動を行うことのできる場を提供します。</p>	障がい者支援課 児童課

放課後等ディサービス事業



あそびの広場「なないろ」 (就労・生活支援センターあすく内)



第5節 安心して地域で生活できる環境づくり

現状と課題

誰もが地域社会に参加でき、暮らしやすいまちづくりを目指すためには、建築物や公共交通施設等のバリアフリー化などを進め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた福祉のまちづくりを促進することが必要となります。

また、障がい者が地域の中で安全・安心に自立した生活をしていくためには、生活環境の整った住まいの確保が必要となります。

アンケート調査結果では、「将来の暮らし方について」の設問に対し、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が回答者全体で約6割と最も高くなっています。また、知的障がい者では「グループホームで暮らしたい」の割合が約2割となっています。

障がい者の住まいの確保については、地域生活の支援の場としてグループホームの整備が進んでいます。施設入所者や長期に入院している精神障がい者等の地域移行を促進していくためにも、グループホームの確保に向けて整備の促進に努める必要があります。

また、障がい者の日常生活の安全・安心を確保するため、防災や防犯対策を充実させることも重要となります。

アンケート調査の結果では、「市の災害時要援護者への登録状況」についての設問に対し、「登録している」の割合が回答者全体で1割未満と低く、登録していない理由として、「事業そのもの知らない」の割合が約3割と高くなっています。

また、「災害時に備えて準備していること」についての設問に対しては、「非常時持出し品の用意や非常食などの備蓄をしている」の割合が回答者全体で3割となっていますが、一方で「特にない」の割合も3割となっており、災害に対する備えの必要性がうかがえます。

今後は、支援を要する障がい者とその家族が安全に避難することができるよう、災害時の備えの必要性を周知・啓発するとともに、日頃から地域の中で顔見知りの関係を築くことにより、災害時等に安否確認、避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を促進します。

さらに、視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達に困難を感じる人については、手話、要約筆記、点字等を活用し、情報のバリアフリー化、コミュニケーション手段の充実を図っていきます。

図 将来の暮らし方について

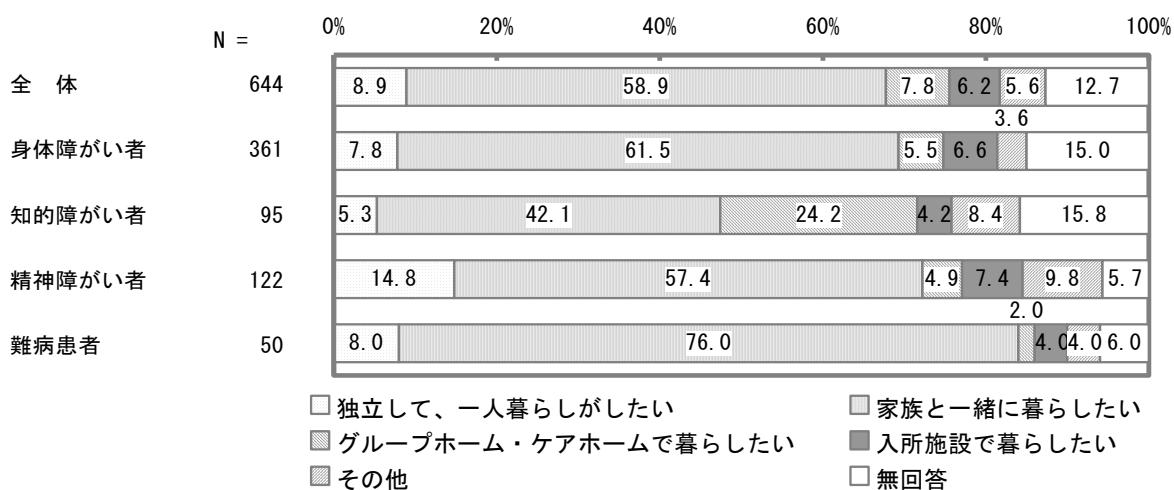


図 市の災害時要援護者への登録状況

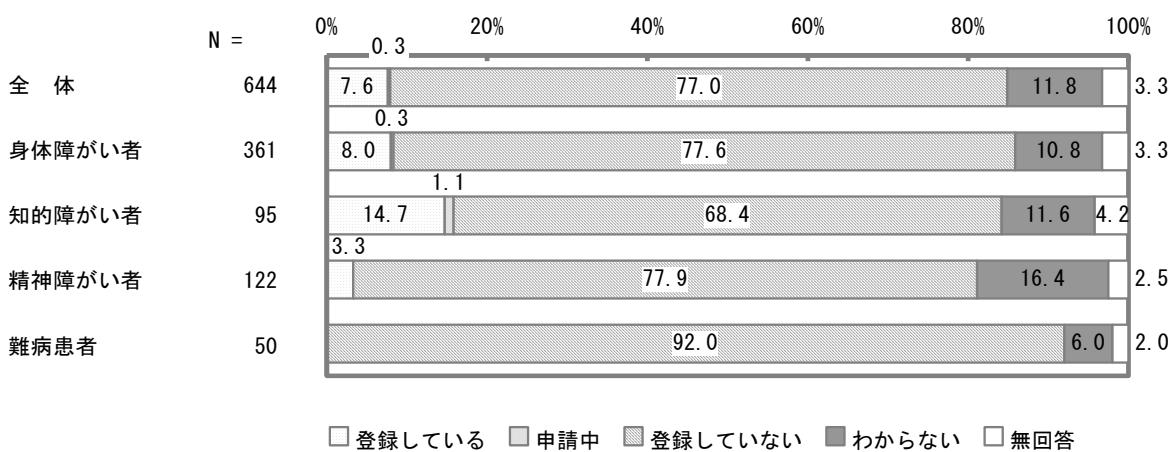


表 災害時要援護者に登録をしていない理由

単位 : %

区分	有効回答数 (件)	自分で十分避難できる	人がいる 隣近所や地域に頼れる	疾病や障害のことを知 られない	は困る 他人に家に来られるの	るか心配	プライバシーが守られ られない	他人では対応が難しい 疾病や障害の状況から 登録したいが、方法が分 からない	分からない	事業の仕組みや内容が 登録したいが、方法が分 からない	い事業そのものを知らな い	その他	特に理由はない	無回答
全 体	496	39.3	10.9	5.8	3.6	5.2	4.2	13.9	15.3	27.6	5.0	13.9	1.4	
身体障がい者	280	36.4	11.8	2.9	1.8	3.2	2.9	13.2	12.5	24.6	6.4	17.9	1.8	
知的障がい者	65	24.6	7.7	1.5	1.5	6.2	9.2	21.5	23.1	32.3	1.5	13.8	1.5	
精神障がい者	95	47.4	12.6	17.9	11.6	10.5	6.3	10.5	16.8	35.8	4.2	6.3	1.1	
難病患者	41	58.5	9.8	4.9	—	2.4	2.4	14.6	17.1	19.5	2.4	7.3	—	

表 災害時に備えて準備していること

単位：%

区分	有効回答数 (件)	日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	非常時持ち出し品の用意や非常食などの備蓄をしている	疾病や障害に対応した機器を備えている	必要な薬や医療機関の連絡先が分かるようにしている	近所の人や知人に、災害が発生したときの助けをお願いしている	地域の避難訓練に参加している	その他	特になし	無回答
全 体	644	24.2	37.6	3.1	19.6	5.0	13.0	1.9	32.6	5.7
身体障がい者	361	28.0	33.5	5.3	22.7	5.5	15.5	1.7	30.7	5.8
知的障がい者	95	23.2	45.3	—	12.6	6.3	14.7	2.1	30.5	8.4
精神障がい者	122	15.6	36.1	—	17.2	4.1	4.9	3.3	41.8	4.1
難病患者	45	26.7	62.2	—	22.2	2.2	13.3	—	22.2	4.4



1 居住環境の整備とバリアフリー化の推進

(1) 住まいの確保・整備

施 策 名	取 �組 内 容	所 管 課
グループホームの整備と入居支援の充実	<p>グループホームの整備に当たっては、単に建設促進を図るだけではなく、就労先、通所先の確保や利用者ニーズに合ったグループホームを広域的に探し出すことが必要となります。</p> <p>入居待機者の解消と施設、病院等からの地域移行への対応を図るために、必要量のグループホームの整備を促進するとともに、就労・通所先の確保やグループホームに関する情報の提供を行うなど、入居先の確保に向けた支援の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
民間住宅入居支援事業の実施	<p>障がい者が賃貸住宅への入居を希望する際に、保証人がいないため、入居が困難な場合に支援を行うとともに、民間の保証機関に支払う保証委託料の一部を補助し、居住の安定を図ります。</p>	障がい者支援課

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
公共施設等のバリアフリー化の推進	<p>誰もが生活しやすいユニバーサルデザインの考えに基づき、生活環境の整備を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、段差の解消、勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、民間施設においても、事業者に対し、指導や情報提供、適合証の交付等を行うことにより、バリアフリー環境の整備を促進します。</p>	障がい者支援課 生 活 福 祉 課 都 市 計 画 課 区画整理推進室 管 理 課 建 設 課 施 設 営 繕 課
住宅のバリアフリー化の促進	重度の身体障がい者が身体の状況に応じた住宅改修を行う際に費用の一部を助成することにより、家庭内でのバリアフリー化を促進します。	障がい者支援課

2 防災・防犯対策の推進

(1) 防災対策の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
防災知識の普及・啓発	<p>広報紙やホームページ等を通して、障がい者が緊急時等に使用するヘルプカードの周知・啓発を図るとともに、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>また、地域の自主防災組織とともに、障がい者が地域の防災訓練等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p>	障がい者支援課 地 域 防 災 課
災害時要援護者への支援の充実	災害時要援護者登録制度の促進を図るとともに、日頃の見守りと災害時における避難誘導・安否確認などを連携して実施できるよう、居住地域の町内会・自治会、民生委員・児童委員等と情報を共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。	障がい者支援課 地 域 防 災 課
地域における見守りの推進	見守りが必要な障がい者に対し、民生委員・児童委員や福祉事業者等と連携し、日頃から、地域住民や町内会・自治会と顔見知りの関係を築くことを支援します。	障がい者支援課
緊急時等の情報伝達手段の充実	地域の中で一人暮らしをする重度の障がい者に対し、急病などの緊急時において、迅速かつ適切な対応が図られるよう、緊急通報システム等の情報伝達手段の充実を図ります。	障がい者支援課
災害時難病患者等支援計画の整備	在宅人工呼吸器療法や人工透析療法などを利用する医療ニーズの高い難病患者などに対し、保健所等の関係機関と連携の下で、その疾病の特性を踏まえた個別支援計画を策定し、災害時の支援体制を強化します。	障がい者支援課 健 康 課

(2) 防犯対策の充実

施 策 名	取 �組 内 容	所 管 課
防犯対策の推進	警察や防犯協会等の関係団体との連携により、啓発活動などの地域防犯活動を図り、障がい者の犯罪被害の防止に努めます。	障がい者支援課 地 域 防 災 課
消費者被害防止の取組	消費者相談の利用や民生委員・児童委員、相談支援事業所との連携により、買い物のトラブルや悪質商法等の被害の防止のための情報提供や啓発に努めます。	障がい者支援課 觀 光 商 工 課

3 情報提供・コミュニケーション支援の充実

(1) 情報提供の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
「障がい者福祉の手引」の発行	障がい者福祉に関する各種施策を総合的に編集した「障がい者福祉の手引」を見やすく、情報を網羅したものに改訂するとともに、必要な情報が必要としている人に伝わるよう、周知・配布方法の検討を行います。	障がい者支援課
音訳・点訳による情報提供の充実	視覚、聴覚障がい者に配慮した情報提供を図るため、音訳・点訳広報の作成や「ウェブ・アクセシビリティ」の観点から、ホームページの音声読み上げ対応や見やすい画面構成に取り組み、障がい者のみならず、誰もが読みやすく、利用しやすい情報の提供に努めます。 また、図書館においては、音訳・点訳図書の製作や貸出し、ボランティアによる対面朗読を実施し、情報提供の充実を図ります。	障がい者支援課 市 長 公 室 図 書 館

(2) コミュニケーション支援の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
手話奉仕員等の養成・派遣	手話奉仕員の養成、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、市役所において行政手続等を円滑に行えるよう、手話通訳ボランティアを配置することにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の社会参加を促進します。	障がい者支援課

障がい者ヘルプカード

困っているときに困っている内容を周囲の人間に伝えることができるカードです。



表面は、ヘルプマークの入った東京都標準様式にあきる野市のキャラクターを入れたものになります。

(参考)

名前 _____
私は耳が不自由です。(指を差して使います)
① 紙に書いて話してください。 ② 手話通訳者を探しています。 ③ 何が起こっているか 紙に書いて教えてください。 ④ 電話してください。 警察 救急車 消防車 タクシー 家族

裏面は、緊急時等に助けを求める内容等を記入する欄となります。
9種類の様式から自由に選び、記入し、カードに貼ることができます。

第6節 就労や社会参加による生きがいづくり

現状と課題

働くことは、障害のあるなしにかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、生きがいになります。障がい者が地域の中で生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要となります。

アンケート調査の結果では、「現在の働き方について」の設問に対して、「働いていない」と回答した割合が回答者全体で5割以上となっており、特に身体障がい者、精神障がい者、難病患者で「働いていない」の割合が高くなっています。

働いていない理由として、「病気や障害が重い」の割合が最も高くなっていますが、「受け入れてくれる職場がない」や「自分に合った仕事がない」などの割合も高くなっています、働きたくても働くことのできない障がい者がいることがうかがえます。

さらに、「今後、働く際に特に支援があったらよいこと」の設問に対しては、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」と答えた人の割合が回答者全体で約4割となっており、「生活できる収入がもらえること」や「障がい者に合った労働条件（短時間労働など）が整っていること」「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が上位となっています。

障がい者の雇用を促進するためには、ハローワークや就労・生活支援センター、市内の就労支援事業所等と連携して、企業に対し、障害者就労施設等の見学会を行うなど、障害と障がい者に対する理解の周知・啓発を図ることが必要となります。

また、一般就労したものの職場に定着できず、離職してしまう人も多いため、就労後も関係機関と連携しながら、定着に向けた支援を充実させていくことが必要となります。

福祉的就労は、生産活動に従事する機会と工賃を得る役割を担っていますが、工賃が東京都の平均を下回っていることから、自主製品の開発や販路の拡大などの取組を通して、工賃の向上に向けた支援に取り組みます。

また、障がい者が、スポーツ・文化等の様々な分野の社会活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにつながります。

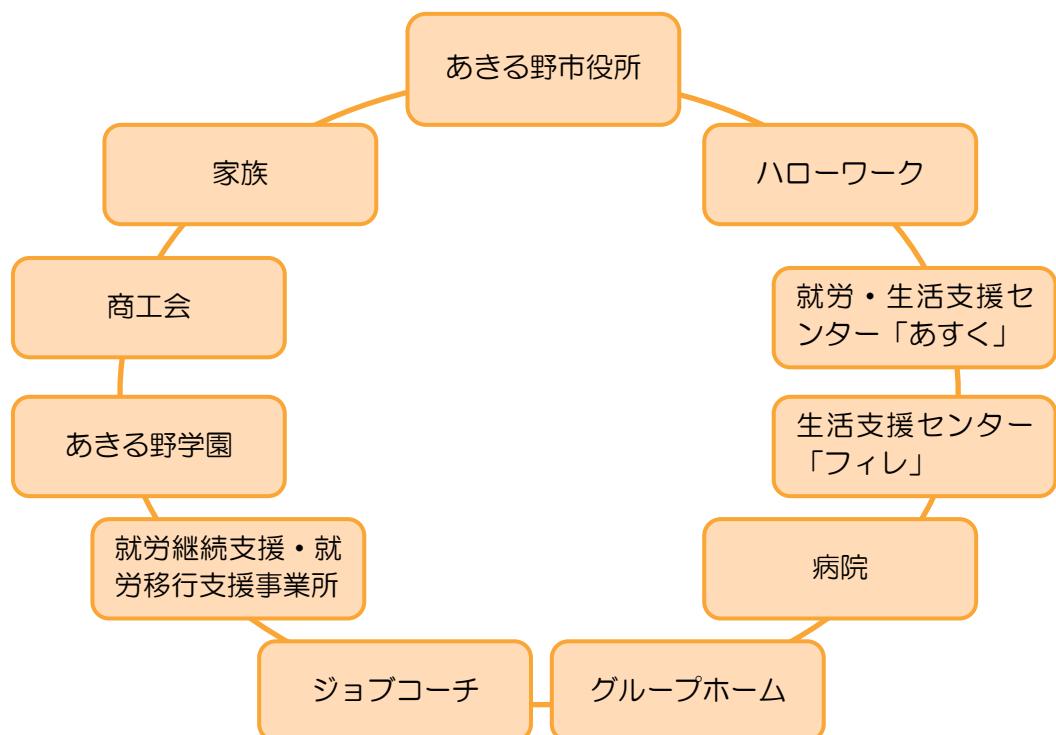
アンケート調査の結果では、趣味や地域の活動に「参加している」人の割合は回答者全体で約3割となっており、参加していない理由として、「健康状態、障害の状況のため参加できない」や「どのような活動があるのか分からない」「参加したい活動がない」などの割合が高くなっています。

あきる野市障害福祉計画策定委員会においても、就労・通所する障がい者にとって、健康づくりの面でも、余暇を過ごす意味でも、休日にスポーツを通して他者との交流を

団りながら、身体を動かせる機会や場を望む意見が聞かれました。

障がい者が、身近な地域での活動に積極的に参加し、市民との交流が図られるよう、活動や参加機会を広げるとともに、各種事業の主催団体と連携して、障がい者の社会活動への参加を促進します。

図 あきる野市障がい者就労支援ネットワーク



就労支援事業所の活動風景

図 現在の働き方

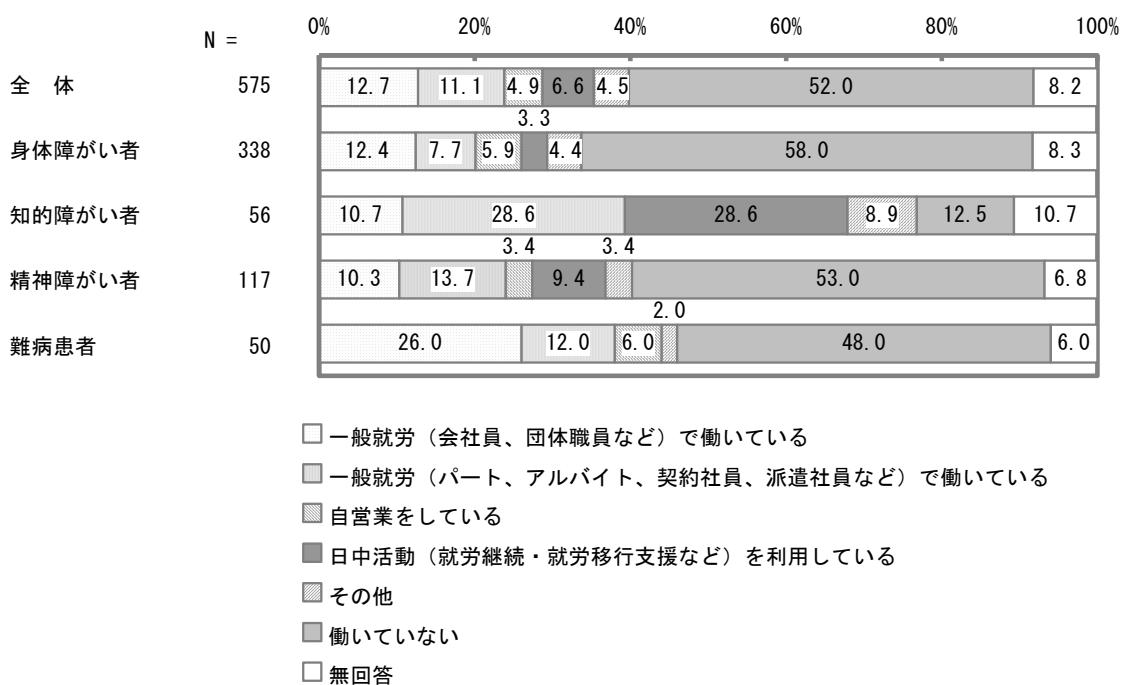


表 働いていない理由

単位：%

区分	有効回答数（件）	病気や障害が重い	学校などに通っている	高齢で仕事ができない	ない	受け入れてくれる職場がない	賃金などの労働条件が合わない	通勤の手段がない	自分に合った仕事がない	家事や育児をしている	仕事をする必要がない	仕事をしたくない	その他	分からぬ	無回答
全 体	299	31.8	—	30.8	17.7	4.3	3.7	16.1	9.4	13.0	5.0	12.4	1.7	4.3	
身体障がい者	196	30.1	—	37.2	12.2	2.0	3.1	9.7	6.6	14.3	3.1	9.7	1.5	5.1	
知的障がい者	7	28.6	—	14.3	28.6	—	—	28.6	—	—	14.3	14.3	—	14.3	
精神障がい者	62	40.3	—	12.9	30.6	14.5	6.5	32.3	16.1	8.1	12.9	17.7	3.2	1.6	
難病患者	21	23.8	—	23.8	28.6	—	4.8	28.6	9.5	23.8	—	23.8	—	—	

表 仕事をする上で、不安や不満を感じること

単位：%

区分	有効回答数（件）	職場の設備（トイレなど）に不備がある	通勤のが大変である	技能や能力が生かせない	人間関係がうまくいかない	職場や仕事に将来性がない	収入が少ない	健康保険・厚生年金などがない	就労時間や仕事内容の負担が大きい	その他	分からぬ	無回答
全 体	229	4.8	13.1	6.6	12.2	9.6	33.6	6.6	14.0	14.8	14.4	20.1
身体障がい者	114	7.0	12.3	8.8	10.5	7.9	22.8	5.3	11.4	17.5	14.9	27.2
知的障がい者	43	2.3	9.3	2.3	18.6	7.0	46.5	9.3	7.0	4.7	25.6	14.0
精神障がい者	47	2.1	21.3	8.5	14.9	12.8	42.6	6.4	14.9	21.3	4.3	14.9
難病患者	21	4.8	9.5	—	4.8	19.0	38.1	4.8	42.9	9.5	14.3	9.5

表 あなたが働く際、特に支援があつたらよいこと

単位：%

区分	有効回答数（件）	備が整っていること	障がい者に合った労働条件（短時間労働など）が整っていること	障がい者に配慮した職場の施設・設備	企業などが積極的に障がい者を雇うこと	障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること	生活できる収入がもらえること	働く場の紹介（あつせん）や相談が充実していること	仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	通勤（交通）手段が確保されていること	健康管理が充実していること	その他	特に必要なことはない	分からぬ	無回答
全 体	644	31.1	32.1	22.0	34.0	37.6	12.6	18.8	13.2	12.0	6.4	2.8	11.3	10.2	14.6
身体障がい者	361	29.9	26.9	16.9	24.7	30.2	7.5	17.7	5.5	10.2	5.3	2.2	15.8	12.2	18.0
知的障がい者	95	46.3	43.2	36.8	52.6	58.9	26.3	20.0	26.3	11.6	15.8	1.1	1.1	2.1	14.7
精神障がい者	122	27.0	40.2	29.5	48.4	49.2	17.2	20.5	22.1	13.9	3.3	4.1	4.9	9.8	7.4
難病患者	45	22.2	22.2	8.9	28.9	24.4	11.1	22.2	13.3	20.0	6.7	8.9	13.3	11.1	6.7

図 趣味や地域活動への参加状況

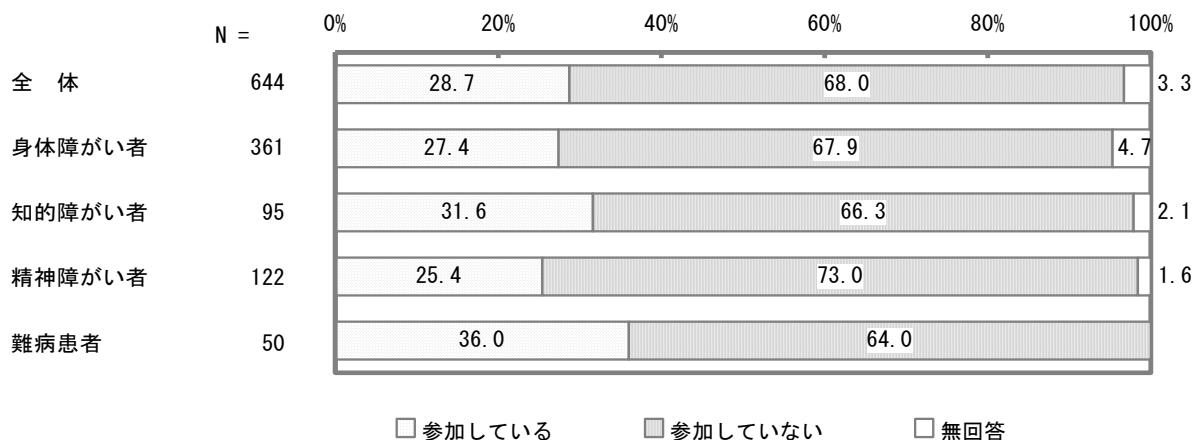


表 趣味や地域活動に参加していない理由

単位 : %

区分	有効回答数 (件)	参加したい活動がない	介助者がいない	い参加の仕方が分からぬ	経済的に余裕がない	い参加するきっかけがな	不安	新しい場所に行くのが	一人では参加しにくい	健康状態、障害の状況	のため参加できない	どのような活動がある	のか分からぬ	しく時間がない	仕事や家事、育児が忙	難しい	年齢的に参加するのが	その他	無回答
全 体	438	22.1	3.4	13.7	13.7	20.5	14.8	21.7	30.8	22.8	12.6	19.6	7.5	2.7					
身体障がい者	245	16.7	4.1	11.0	10.2	14.7	7.3	13.9	36.3	17.6	13.1	24.9	9.8	3.3					
知的障がい者	63	19.0	4.8	20.6	6.3	36.5	19.0	36.5	19.0	33.3	4.8	11.1	1.6	3.2					
精神障がい者	89	34.8	1.1	18.0	28.1	25.8	32.6	31.5	31.5	27.0	12.4	10.1	7.9	—					
難病患者	28	28.6	—	10.7	17.9	14.3	14.3	17.9	21.4	28.6	25.0	25.0	3.6	—					



1 企業就労の促進

(1) 企業就労に向けた支援体制の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
就労支援ネットワークの構築	地域における福祉・労働・教育等の各種関係機関との間で、職場開拓、職場体験、職業訓練、生活支援、就労定着支援等の就労に向けた総合的な支援が図られるよう、就労支援ネットワークの構築に取り組みます。	障がい者支援課 観光商工課
就労・生活支援センター機能の充実	就労・生活支援センターの機能強化に向けて、関係機関との連携を図り、就労支援から就労後の定着支援までを一貫して行う支援体制づくりを推進します。	障がい者支援課
ハローワークとの連携による就労促進	ハローワークと連携を密にし、近隣地域の雇用状況等の情報の共有、企業に対する助成金交付等各種事業の周知、障がい者雇用の理解の啓発などを図り、障がい者の企業への就労促進に取り組みます。	障がい者支援課 観光商工課
地域自立支援協議会における就労支援事業者の連携の強化	市内の就労支援事業所の連携の下で、計画的な就労支援策等の検討を図るため、地域自立支援協議会における就労支援部会・日中活動系部会の連携の強化を図ります。	障がい者支援課

(2) 市内における雇用機会の創出

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
地元企業への雇用の創出	住み慣れた地域で働くことや苦手な公共交通機関等での通勤がないことなどは、障がい者の就労促進を図る上で、重要なポイントとなります。このため、ハローワーク、就労・生活支援センターと連携するとともに、商工会等の協力を得て、地元企業に対し、障がい者の雇用促進と理解を図るための研修会や就労支援事業所の見学会などを実施し、地元企業での雇用創出に取り組みます。	障がい者支援課

職場体験機会の提供	就労の促進に向けた訓練の一環として、職場体験が必要となります。様々な職種の体験が必要な一方で、受入先が少ないとことから、市内の企業に協力を求めるほか、市役所での実施に向けた取組を推進します。	障がい者支援課
-----------	---	---------

2 日中活動の充実

(1) 福祉的就労の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
福祉的就労の場の充実	企業等への就労が困難な障がい者のために、就労継続支援事業など多様な福祉的就労の場を確保し、就労や社会参加活動の機会の充実を図ります。	障がい者支援課
地域活動支援センターの充実	地域活動支援センターⅠ型「フィレ」、Ⅲ型「秋川虹の家」において、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域活動支援センターの活動の充実を図ります。	障がい者支援課

(2) 生活介護事業の充実

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
生活介護事業の充実	障がいのある児童・生徒の学校卒業後の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業の場を確保し、適切なサービスの実施を図ります。	障がい者支援課

(3) 工賃水準の向上

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
工賃向上計画の策定	就労支援事業所に通所する障がい者の工賃の向上に取り組むため、「工賃向上計画」を策定し、障害者就労施設等への優先調達の取組や自主製品の開発支援・販路拡大の取組などの計画的な支援を図ります。	障がい者支援課
障害者就労施設等への優先調達の推進	「あきる野市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に従い、障害者就労施設等が供給する物品・労務等の優先調達に取り組み、障がい者の工賃水準の向上を図ることにより、自立の促進を図ります。	障がい者支援課 契約管財課
自主製品の開発支援・販路拡大の取組	就労支援事業所の個性を生かした、新たな自主製品の開発に向けた取組を支援します。 また、工賃向上への課題である販路拡大に向け、障害者就労支援事業所の製品を展示即売するイベント等の開催を支援します。 障害者就労支援事業所の製品をPRとともに、障がい者自らが販売員となり、来場者との交流を通して、働く意欲の向上等を図ります。	障がい者支援課

3 社会参加の促進

(1) 生涯学習活動（スポーツ・文化活動）への支援

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	障がい者団体や体育協会、スポーツ推進委員等と連携して、障がい者が参加しやすい環境づくりを図ることで、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大を図ります。また、障がい者や障がい者団体等が自発的に行うレクリエーション活動を支援し、社会参加の促進と健康の保持を図ります。	障がい者支援課 生涯学習 スポーツ課

<p>文化芸術活動の支援</p>	<p>障がい者の生きがいづくりと健常者との相互交流を図るため、グループ・サークル活動等の各種文化・芸術活動の促進を図ります。</p> <p>また、広報紙や情報の提供等により、障害や障がい者に対する理解を促進し、障がい者が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。</p>	<p>障がい者支援課 生涯学習 スポーツ課</p>
------------------	--	-----------------------------------

(2) 地域活動への支援

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
各種事業への積極的な参加の推進	障がい者が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、障がい者のニーズに応じて、移動支援や手話通訳等のコミュニケーション支援などの利用を促進し、社会参加の推進を図ります。	障がい者支援課
各種事業主催団体への障がい者理解の促進	障がい者が地域で行われる様々な行事・活動に地域社会の一員として参加できるよう、障害に対し配慮すべき事項などを主催団体に周知するなど、障害や障がい者に対する理解の促進を図ります。	障がい者支援課

(3) 外出支援の充実による社会参加の促進

施 策 名	取 組 内 容	所 管 課
移動支援事業の実施	外出時に支援が必要な障がい者に対し、移動支援事業の実施により、円滑な外出を支援し、社会参加の促進を図ります。	障がい者支援課
自動車運転免許取得・改造助成事業の実施	心身障がい者が運転免許を取得する際の教習経費や重度の身体障がい者が就労等のために購入した自動車を改造する際の経費について、その一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、社会参加の促進を図ります。	障がい者支援課
ヘルプマーク、ヘルプカードの活用の促進	障がい者ヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図るとともに、特別支援学校や就労支援事業所等で活用方法などを実践し、緊急時等の活用を促進します。	障がい者支援課

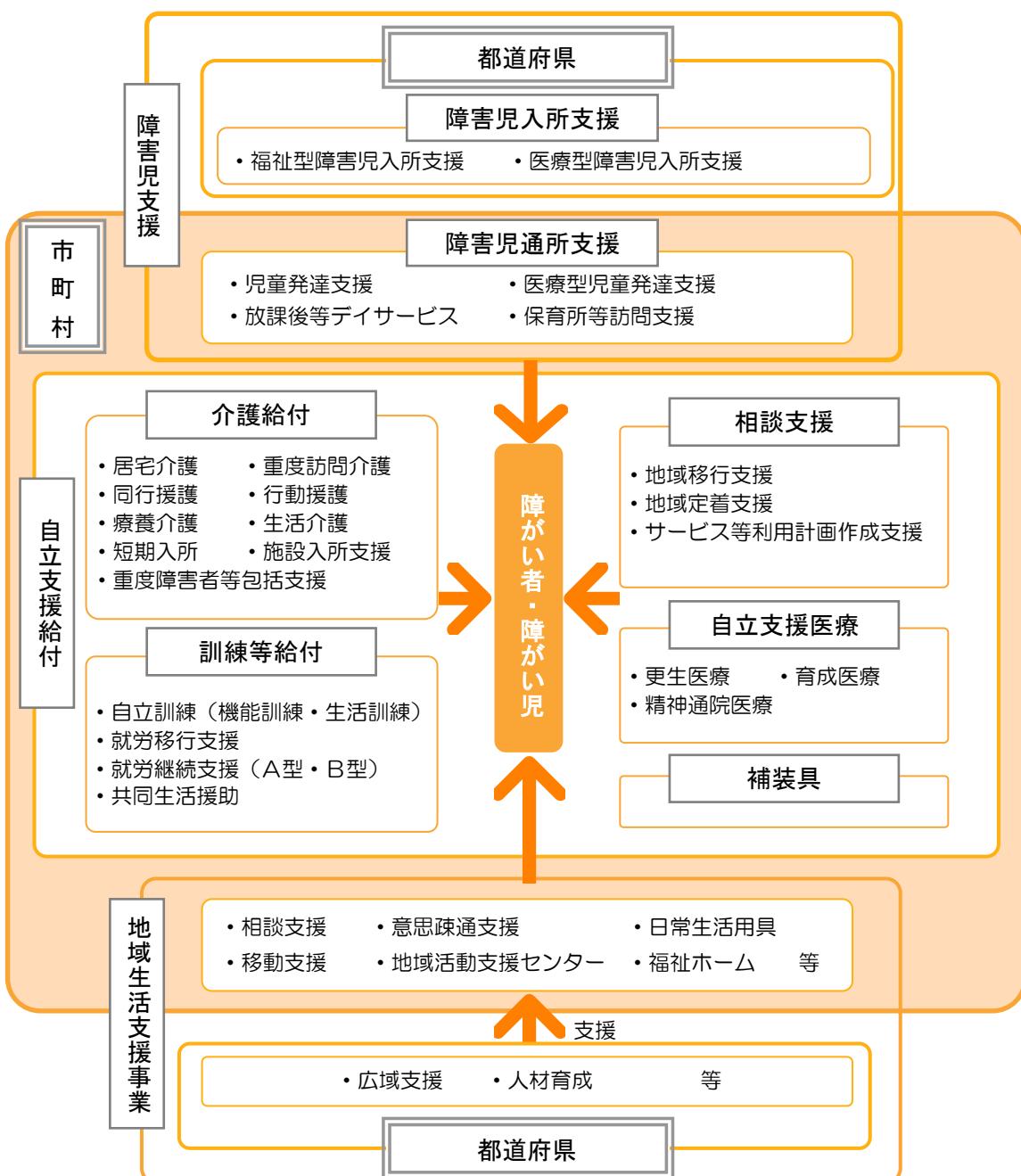
第5章

障害福祉計画

障害福祉計画

第1節 障がい者に対するサービス支援の全体像

障害者総合支援法によるサービスは、障がい者の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象とするサービスとして児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。



第2節 障がい者の推計

1 市の人口と障がい者の推計

本市における障がい者数は、平成26年10月1日現在、身体障がい者2,387人、知的障がい者623人、精神障がい者1,065人、難病患者514人となっています。

本市の総人口が減少する一方で、平成32年度までは、いずれの障害種別においても障がい者数は増加することが見込まれます。

難病患者については、平成27年1月から難病法の施行を受け、対象となる難病疾患の見直しが行われ、対象者数も増加する見込みです。

表 あきる野市の人口推計

区分	平成26年度	平成29年度	平成32年度
人口	81,809人	81,528人	80,865人

※ 各年度10月1日現在

表 障害種別ごとの障がい者の推計と人口に占める割合

区分	平成26年度		平成29年度		平成32年度	
身体障がい者	2,387人	(2.9%)	2,426人	(3.0%)	2,455人	(3.1%)
知的障がい者	617人	(0.8%)	657人	(0.8%)	697人	(0.9%)
精神障がい者	1,106人	(1.4%)	1,198人	(1.4%)	1,284人	(1.6%)
難病患者	514人	(0.6%)	807人	(1.0%)	828人	(1.0%)
合計	4,624人	(5.6%)	5,088人	(6.2%)	5,264人	(6.5%)

※ 各年度10月1日現在

各障がい者数の対象となる人は、以下のとおりです。

区分	対象
身体障がい者	身体障害者手帳を持っている人の数
知的障がい者	愛の手帳（療育手帳）を持っている人の数
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を持っている人の数と、それ以外で自立支援医療（精神通院）を受給している人の数の合計
難病患者	難病医療費等助成制度の対象になっている人の数 (平成26年度は、国が指定する「特定疾患治療研究事業」の56疾患に罹患している者の数)

2 障害福祉サービス利用者の推計

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。現在、サービスを利用している障がい者のうち、知的障がい者が約半数を占めています。

障がい者数の増加に伴い、今後もサービスの利用者数は増加することが見込まれます。平成25年度から難病患者が障害福祉サービスの利用対象者に加わったことや、平成27年から対象疾患が増えることに伴い、今後は難病患者のサービス利用者数の増加が見込まれます。

表 障害福祉サービス利用者の推計

区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障がい者	174人	178人	182人	185人	189人	192人
知的障がい者	326人	345人	355人	367人	379人	391人
精神障がい者	138人	143人	149人	155人	161人	167人
難病患者		0人	0人	1人	3人	6人
合計	638人	666人	686人	708人	732人	756人

※ 各年度末現在

※ 身体・知的・精神の障がい者数は、障害種別の重複を含む延べ人数

第3節 国の基本指針に定める平成29年度に向けた数値目標

国の基本指針により、障がい者の自立支援の観点から、各計画において、施設入所者の地域生活移行や就労支援に積極的に取り組むために、数値目標を設定することとしています。

第4期障害福祉計画の最終年度となる平成29年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保策を示します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者の目標数	7人
施設入所者の削減目標数	3人

◆ 国の基本指針

- 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行することを目指します。
- 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを目指します。

◆ 市の目標数値

- 平成25年度末時点の施設入所者数56人の12.5%に当たる7人を平成29年度末までに地域生活へ移行するものとします。
- 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から3人(5.4%)減少した53人とします。

項目	目標数値	算出方法
平成25年度末の施設入所者数	56人	平成25年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	7人 (12.5%)	平成25年度末の施設入所者のうち、平成29年度末までにグループホーム等へ移行する人数
削減見込数	3人 (5.4%)	平成29年度末での施設入所者数の削減見込数

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

目 標 数 14 人

◆ 国の基本指針

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成29年度中に一般就労への移行する者を平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とします。

◆ 市の目標数値

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労へ移行する者の目標数値を14人とします。

項目	数値	算出方法
平成 24 年度の年間一般就労移行者数	7 人	平成 24 年度に福祉施設を退所して一般就労した人数の実績
目標年度の年間一般就労移行者数	14 人	平成 29 年度に福祉施設を退所して一般就労する人数の目標値

(2) 就労移行支援事業の利用者数

目 標 数 21 人

◆ 国の基本指針

○平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することを目指すものとします。

◆ 市の目標数値

○平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数を21人とします。

項目	数値	算出方法
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	13 人	平成 25 年度末に就労移行支援事業を利用した人数の実績
目標年度の就労移行支援事業利用者数	21 人	平成 29 年度末に就労移行支援事業を利用する人数の目標値

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

目 標 数	100%
-------	------

◆ 国の基本指針

○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

◆ 市の目標数値

○市内にある就労移行支援事業所は1か所のみのため、当該事業所の就労移行率3割以上を目指し、就労移行率の向上に取り組みます。

3 地域生活支援拠点等の整備

◆ 国の基本指針

○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備します。

※ 地域生活支援拠点

住まいとしての機能やショートステイ等の緊急の受入先となる機能を有しており、加えて、専門的な知識・経験等を持つ人材が配置され、相談やサービスの提供体制等が整備されたグループホーム又は障害者支援施設

※ 面的な体制

地域における複数の機関が地域生活支援拠点の機能を分担して担う体制

◆ 市の目標

○地域生活支援拠点は設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」の取組に向けた検討を行います。

第4節 事業量の見込み

第3期障害福祉計画期間中のサービス利用実績と今後の障がい者数の推計等を踏まえ、第4期障害福祉計画における各種サービス事業量を見込みます。

1 障害福祉サービスの事業量見込み

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには次の5つのサービスがあります。

サービス種別	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者又は精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行うほか、外出時の移動の支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に対し、危険を回避するための必要な支援、外出時における移動の支援などを行います。
重度障害者等 包括支援	重度の障がい者の多様なニーズに対応するため、複数のサービスを組合せ利用できるよう、包括的に支援します。

【 サービス見込量 】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	109人	110人	112人
利用時間数（時間／月）	2,571時間	2,608時間	2,643時間
居宅介護	利用者数（人／月）	81人	83人
	利用時間数（時間／月）	863時間	876時間
重度訪問介護	利用者数（人／月）	6人	6人
	利用時間数（時間／月）	1,307時間	1,325時間
同行援護	利用者数（人／月）	16人	16人
	利用時間数（時間／月）	205時間	208時間
行動援護	利用者数（人／月）	5人	5人
	利用時間数（時間／月）	196時間	199時間
重度障害者等 包括支援	利用者数（人／月）	0人	0人
	利用時間数（時間／月）	0時間	0時間

【 見込量確保策 】

- 障がい者が安心して地域生活を送れるように、市の窓口や相談支援事業者等において、情報提供をし、自らの選択によりサービスを利用できるように支援します。
- サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。
- 事業者との連携を図り、障がい者一人一人の障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に対し、日中施設において、入浴や食事等の介護、洗濯や掃除等の家事、生活に関する相談や助言等の日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	143 人	148 人	152 人
利用日数（日数／月）	2,904 日	3,002 日	3,099 日

【 見込量確保策 】

- 身近な地域でサービスを受けられるように、サービス提供体制の整備に努めます。
- サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。
- 事業者との連携を図り、障がい者一人一人の障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。
- 障害特性に応じた事業者を選択できるように、事業者情報の提供に努めます。

② 療養介護

医療的なケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護等を行います。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	6 人	6 人	6 人

【 見込量確保策 】

○医療の提供を併せ持つ事業者及び利用対象者が限定されるため、増加分は見込みず、今後も継続したサービス提供を行います。

③ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【 サービス見込量 】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（福祉型）	利用者数（人／月）	50 人	51 人	53 人
	利用日数（日／月）	289 日	293 日	305 日
短期入所（医療型）	利用者数（人／月）	1 人	1 人	1 人
	利用日数（日／月）	3 日	3 日	4 日

【 見込量確保策 】

○サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。
○事業者との連携を図り、障がい者一人一人の障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。

④ 自立訓練（機能訓練）

身体機能のリハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業者等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	1 人	1 人	1 人
利用日数（日／月）	2 日	2 日	2 日

【 見込量確保策 】

○専門的なサービスを提供できる事業者は限られているため、事業者との連携を図り、障がい者一人一人の障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。

⑤ 自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業者等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	5 人	5 人	5 人
利用日数（日／月）	83 日	84 日	85 日

【 見込量確保策 】

○専門的なサービスを提供できる事業者は限られているため、事業者との連携を図り、障がい者一人一人の障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。

⑥ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	15 人	16 人	19 人（※）
利用日数（日／月）	249 日	276 日	326 日

※ 平成 29 年度末時点では 21 人を見込む。

【 見込量確保策 】

- 就労を促進するため、相談支援事業者、サービス提供事業者、ハローワーク、特例子会社等と連携を図り、就労支援から就労後の定着支援までを一貫して行う支援体制づくりを推進します。
- 地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、サービスの提供に向けて、事業者間の連携を強化します。

⑦ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

【 サービス見込量 】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	利用者数（人／月）	5 人	5 人	6 人
	利用日数（日／月）	96 日	108 日	118 日
就労継続支援（B型）	利用者数（人／月）	171 人	175 人	177 人
	利用日数（日／月）	2,905 日	2,972 日	3,010 日

【 見込量確保策 】

- 障がい者が十分に訓練を積み、就労の可能性を見出すことができた際に、相談支援事業者や就労・生活支援センター、ハローワークなどと連携を図り、就労に向けた支援を推進します。
- 地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、サービスの提供に向けて、事業者間の連携を強化します。

(3) 居住系サービス ●

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

以前は、支援の必要度に応じて、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に制度上、分類されていましたが、平成26年4月1日から、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

【 サービス見込量 】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	81人	85人	92人

【 見込量確保策 】

- 入居待機者の解消と施設、病院等からの地域移行への対応を図るため、必要量のグループホームの整備を促進します。
- グループホームにおいて、安心して自立した生活を送ることができるように、就労・通所先の確保やグループホームに関する情報の提供を行うなど、入居に向けた支援の充実を図ります。

② 施設入所支援

施設入所者に対し、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【 サービス見込量 】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	56人	55人	54人

【 見込量確保策 】

- 施設入所者の地域生活への移行が促進できるように、施設と連携を図り、在宅生活における支援内容やグループホームの情報提供に努めます。

(4) 相談支援 ●

① 計画相談支援（サービス等利用計画作成支援）

障がい者やその家族からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、利用する障害福祉サービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。平成27年度から障害福祉サービスを利用する全ての人が対象になります。

【 サービス見込量 】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	83人	88人	90人

【 見込量確保策 】

- 適正なサービス等利用計画の作成を行うために、特定相談支援事業者と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。
- サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として地域自立支援協議会の相談支援部会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。

② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域移行支援事業は、入所施設や病院などからの退所・退院に当たって支援を要する人に対し、地域生活に移行できるように、住居の確保や新たな生活に向けた準備等の支援を行います。

また、地域定着支援事業では、地域定着のための連絡及びサポート体制の確保を行います。

【 サービス見込量 】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	利用者数（人／月）	3人	4人
地域定着支援	利用者数（人／月）	2人	2人

【 見込量確保策 】

- 適切な支援を図るため、相談支援事業者と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として地域自立支援協議会の精神保健福祉連絡会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。

2 地域生活支援事業の事業量見込み

(1) 相談支援事業

① 相談支援事業所

障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所

② 住宅入居等支援事業

保証人がいない等の理由により賃貸住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行い、障がい者の地域生活を支援します。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者等に対し、成年後見制度の利用（後見人等の報酬等）を支援することにより、権利擁護を図ります。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施

④ 地域自立支援協議会

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域の課題を整理しながら障害福祉に関する方策を協議します。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域自立支援協議会	実施	実施	実施

(2) 日常的な活動への支援

① コミュニケーション支援事業

障害により意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳又は要約筆記の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣します。また、市役所総合受付窓口に手話通訳ボランティアを指定日（月に1日）に配置し、行政手続等の支援を図ります。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	8 人	10 人	11 人
手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人

【見込量確保策】

○コミュニケーション支援事業の周知・啓発を行い、サービスの利用促進を図ります。

② 日常生活用具の給付

日常生活を容易にするために必要な用具等を給付します。

種類	種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、歩行支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、体重計、音声式血圧計
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、情報受信装置、人工喉頭、福祉電話、ファックス
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具	住宅の小規模改修に伴う用具の購入費及び改修工事費

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	12 件	14 件	17 件
自立生活支援用具	16 件	18 件	21 件
在宅療養等支援用具	12 件	14 件	17 件
情報・意志疎通支援用具	10 件	10 件	11 件
排せつ管理支援用具	1,724 件	1,768 件	1,801 件
居宅生活動作補助用具	3 件	4 件	4 件

【 見込量確保策 】

○障がい者の自立、介護者の負担軽減のために、障害特性に応じた日常生活用具の提供を行います。

○難病の対象疾病の拡大に伴い、在宅における医療的な支援が増えることが予想されるため、適切な情報提供を行い、状態に合った日常生活用具の提供を行います。

③ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会参加等のための外出における移動を支援します。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	159 人	161 人	163 人
利用時間（時間／月）	2,142 時間	2,173 時間	2,202 時間

【 見込量確保策 】

- サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。
- 障がい者一人一人の障害特性に応じたサービスが提供されるように、事業者と連携を図ります。

④ 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

事業区分	内容		
基礎的事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。		
機能強化事業	センターの機能強化を図るために 3 つの類型（I 型、II 型、III 型）を設けます。		
	I 型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。	
	II 型	雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。	
	III 型	地域の障がい者のための援護対策を行います。	

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
箇所数	2 か所	2 か所	2 か所
利用者数（人／年）	120 人	122 人	123 人

【 見込量確保策 】

- 障がい者が創作・生産活動を行う社会参加の場として、地域生活支援の促進を図ります。
- 地域活動支援センター機能の周知・啓発を行い、サービスの利用促進を図ります。

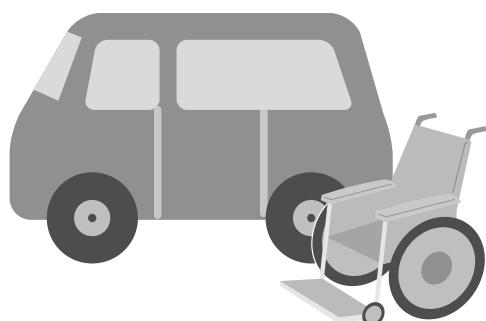
(3) その他の事業（任意事業）

【 サービス見込量 】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数 (人／年)	10 人	10 人	10 人
更生訓練費給付事業	利用者数 (人／年)	2 人	2 人	2 人
福祉ホーム事業	利用者数 (人／年)	2 人	2 人	2 人
社会参加 促進事業	奉仕員養成 研修事業	利用者数 (人／年)	3 人	3 人
	自動車運転教習 費助成事業	利用者数 (人／年)	3 人	3 人
	自動車改造費 助成事業	利用者数 (人／年)	2 人	2 人

【 見込量確保策 】

- 日中一時支援については、介護者の負担軽減を目的として、引き続き実施します。
- その他の事業については、障がい者の社会参加、社会復帰及び自立更生を目的として、引き続き実施します。



3 障害児支援サービスの事業量見込み

障がい児を対象としたサービスは、従前は障害者自立支援法と児童福祉法に分かれ
た法体系になっていましたが、平成24年4月の児童福祉法改正により、全て児童福
祉法に一元化されました。

また、障害種別により分けられていた施設体系が、通所・入所の利用体系の別に分
けられ、重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援が受けられるようになりま
した。

《障害者自立支援法》 【市町村】

児童デイサービス

《児童福祉法》 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設（医）

重症心身障害児（者）通園事業

知的障害児施設

第一種自閉症児施設（医）

第二種自閉症児施設

盲児施設

ろうあ児施設

肢体不自由児施設（医）

肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設（医）

通所サービス

《児童福祉法》 【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育児等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児施設入所
- ・医療型障害児施設入所

入所サービス

※ （医）とあるのは医療の提供を行っているもの

(1) 障害児通所支援

サービス種別	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援の内容に加え、医療の提供を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数（人／月）	25 人	30 人
	利用日数（日／月）	280 日	329 日
医療型児童発達支援	利用者数（人／月）	0 人	0 人
	利用日数（日／月）	0 日	0 日
放課後等デイサービス	利用者数（人／月）	87 人	92 人
	利用日数（日／月）	876 日	942 日
保育所等訪問支援	訪問回数（回／月）	0 回	0 回

※ 新規に事業所が開設されることによる増加分を上乗せしています。

【 見込量確保策 】

- サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として実施する地域自立支援協議会が情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。
- 障がい児一人一人の障害特性に応じたサービスが提供されるよう、事業者と連携を図ります。

(2) 障害児相談支援

障がい児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、利用する障がい児支援サービスの内容等を定めた障害児相談支援計画を作成します。

作成の対象は、障害児通所支援を利用する障がい児となります。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	19 人	20 人	22 人

【 見込量確保策 】

○障がい児の療育のために、一人一人の障害特性に応じたサービス支給決定が行われるように、相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関等と連携を図り、相談支援体制を強化します。

○障害児相談支援計画の作成について、周知を図るとともに、サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として地域自立支援協議会の相談支援部会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。

4 障がい者虐待の防止に向けた体制整備

平成24年10月から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障害者虐待防止センターを設置しています。休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保し、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを、関係機関と連携し、対応を図ります。

【 サービス見込量 】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者虐待防止センター設置数	1 か所	1 か所	1 か所

第5節 第3期計画の目標値と実績

第3期計画における数値目標及び実績は、次のとおりです。

1 国の基本指針に基づく取組の実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

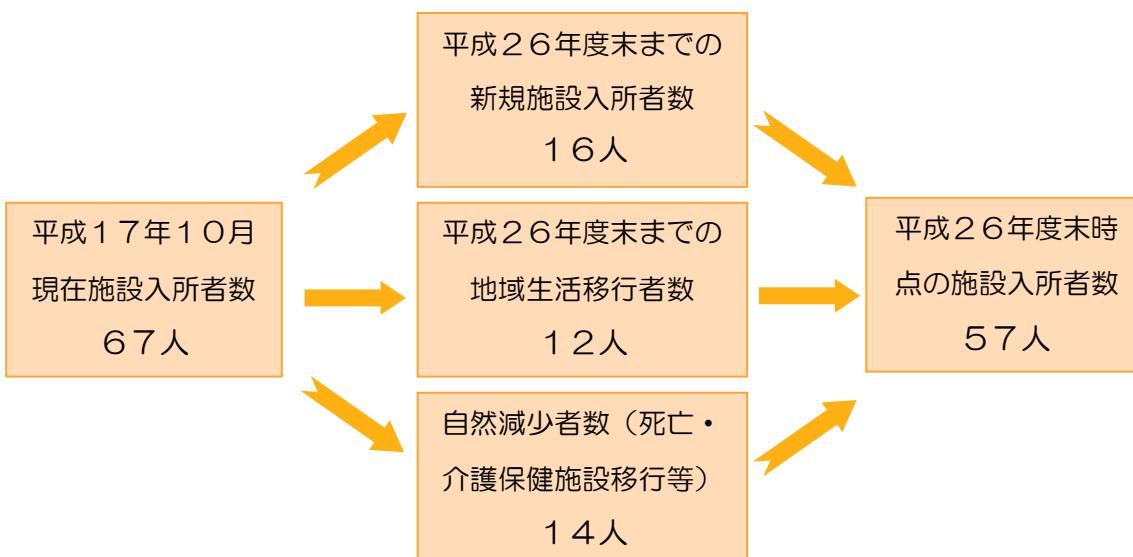
◆ 第3期計画の目標

- 平成26年度末までに、平成17年10月現在の施設入所者67人のうち、15人を地域移行することを目指します。
- 平成26年度末時点の施設入所者数は、平成17年10月現在の施設入所者数67人から9人削減し、58人とします。

◆ 第3期計画の実績

平成26年度末において、施設入所者の地域生活への移行者数は、12人になる見込みです。地域生活移行者数は、目標に達しておらず、施設退所後のグループホーム等の受入れ体制の整備に積極的に取り組む必要があります。

また、新たに施設に入所した者が16人、死亡等により施設を退所した者は14人おり、平成26年度末には、施設入所者数は平成17年10月に比べ10人減少します。



(2) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

◆ 第3期計画の目標

平成26年度における福祉施設から一般就労へ移行する人数を、平成17年度の実績である2人の4倍に当たる8人とします。

◆ 第3期計画の実績

平成26年度中に一般就労へ移行する人数は9人となります。

項目	目標数値	実績 (見込み)	算出方法
平成17年度の一般就労移行者数	—	2人	平成17年度中に福祉施設を退所し一般就労した人数
平成26年度の一般就労移行者数	8人	9人	平成26年度中に福祉施設を退所し一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者

◆ 第3期計画の目標

平成26年度末の福祉施設利用者見込み数295人のうち、2%に当たる6人が就労移行支援事業を利用することを目標としています。

◆ 第3期計画の実績

平成26年度末に就労移行支援事業を利用する人は16人となり、福祉施設利用者363人の4.4%に当たります。

項目	目標数値	実績見込み	算出方法
平成26年度末の福祉施設利用者数	295人	363人	平成26年度末における福祉施設の利用者数
平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	6人 (2%)	16人 (4.4%)	平成26年度末における就労移行支援事業の利用者数

③ 就労継続支援（A型）事業の利用者

◆ 第3期計画の目標

平成 26 年度末における就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援（A型）事業利用者が占める割合の目標値を 1.8%以上としています。

◆ 第3期計画の実績

就労継続支援事業の利用者 193 人のうち、3.1%に当たる 6 人が就労継続支援 A 型を利用しています。

項目	目標数値	実績見込み	算出方法
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数 (a)	3 人	6 人	平成 26 年度末における就労継続支援（A型）事業の利用者数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	160 人	187 人	平成 26 年度末における就労継続支援（B型）事業の利用者数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型 + B型）事業の利用者数 (b)	163 人	193 人	平成 26 年度末における就労継続支援（A型）事業と就労継続支援（B型）事業の利用者数の合計
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 (a) / (b)	1.8%	3.1%	平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

2 サービス事業の提供実績

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

区分	利用者数 (人／月)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
居宅介護							
重度訪問介護	97 人	110 人	102 人	112 人	107 人	107 人	
同行援護							
行動援護	3,291 時間	2,604 時間	3,455 時間	2,607 時間	3,628 時間	2,525 時間	
重度障害者等 包括支援							

② 日中活動系サービス

区分	利用者数 (人／月)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	85 人	102 人	115 人	134 人	120 人	138 人	
	1,700 日	2,095 日	2,300 日	2,684 日	2,400 日	2,801 日	
療養介護	7 人	6 人	7 人	6 人	7 人	6 人	
短期入所	37 人	37 人	40 人	42 人	43 人	45 人	
	407 日	351 日	440 日	333 日	473 日	288 日	
自立訓練 (機能訓練)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
	25 日	10 日	25 日	1 日	25 日	2 日	
自立訓練 (生活訓練)	5 人	3 人	5 人	4 人	5 人	5 人	
	125 日	39 日	125 日	44 日	125 日	81 日	
就労移行支援	6 人	14 人	6 人	17 人	6 人	13 人	
	30 日	211 日	30 日	274 日	30 日	223 日	
就労継続支援 (A型)	3 人	4 人	3 人	4 人	3 人	4 人	
	66 日	79 日	66 日	74 日	66 日	86 日	
就労継続支援 (B型)	120 人	133 人	155 人	151 人	160 人	167 人	
	2,640 日	2,218 日	3,410 日	2,430 日	3,520 日	2,845 日	

③ 居住系サービス

区分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人／月)	15 人	16 人	16 人	16 人	17 人	73 人
共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数 (人／月)	36 人	44 人	42 人	50 人	48 人	
施設入所支援	利用者数 (人／月)	56 人	59 人	57 人	56 人	58 人	57 人

④ 相談支援

区分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
計画相談支援	利用者数 (人／月)	15 人	16 人	16 人	16 人	17 人	73 人
地域移行支援	利用者数 (人／月)	3 人	1 人	4 人	2 人	4 人	2 人
地域定着支援	利用者数 (人／月)	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人



(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

① 相談支援事業所

区分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
相談支援事業所	実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② コミュニケーション支援事業

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	7 人	5 人	8 人	6 人	10 人	7 人
手話通訳者設置事業	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

③ 日常生活用具給付事業

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
介護・訓練支援用具	10 件	6 件	13 件	13 件	17 件	9 件
自立生活支援用具	14 件	12 件	16 件	12 件	18 件	15 件
在宅療養等支援用具	10 件	6 件	13 件	14 件	17 件	4 件
情報・意志疎通支援用具	17 件	8 件	19 件	11 件	21 件	8 件
排せつ管理支援用具	1,514 件	1,531 件	1,574 件	1,524 件	1,637 件	1,704 件
居宅生活動作補助用具	2 件	0 件	3 件	5 件	3 件	4 件

④ 移動支援事業

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用者数（人／年）	154 人	148 人	169 人	153 人	186 人	158 人
利用時間（時間／年）	29,102 時間	24,359 時間	32,012 時間	25,862 時間	35,213 時間	25,607 時間
利用時間（時間／月）	2,425 時間	2,030 時間	2,668 時間	2,155 時間	2,934 時間	2,134 時間

⑤ 地域活動支援センター

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
利用者数（人／年）	110 人	104 人	115 人	116 人	120 人	119 人

⑥ その他の事業（任意事業）

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
日中一時支援事業	箇所数	4 か所	3 か所	5 か所	1 か所	5 か所
	利用者数（人／年）	16 人	16 人	18 人	8 人	20 人
更生訓練費給付事業	利用者数（人／年）	15 人	1 人	20 人	0 人	20 人
福祉ホーム事業	利用者数（人／年）		4 人		3 人	2 人
社会参加促進事業	奉仕員養成研修事業	利用者数（人／年）	20 人	0 人	20 人	0 人
	自動車運転教習費助成事業	利用者数（人／年）	1 人	1 人	1 人	4 人
	自動車改造費助成事業	利用者数（人／年）	1 人	0 人	1 人	3 人

(3)障害児支援サービス

① 障害児通所支援

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	利用者数 (人／月)	8 人	12 人	19 人
	利用日数 (日／月)	44 日	67 日	190 日
医療型児童発達支援	利用者数 (人／月)	0 人	0 人	0 人
	利用日数 (日／月)	0 日	0 日	0 日
放課後等デイサービス	利用者数 (人／月)	20 人	50 人	72 人
	利用日数 (日／月)	105 日	349 日	693 日
保育所等訪問支援	訪問回数 (回／月)	0 回	0 回	0 回

② 障害児相談支援

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害児相談支援	利用者数 (人／月)	0 人	3 人	6 人

第6章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 制度の普及・啓発

障害や障がい者に対する正しい理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、積極的かつ継続的に障害福祉制度の普及・啓発に取り組みます。

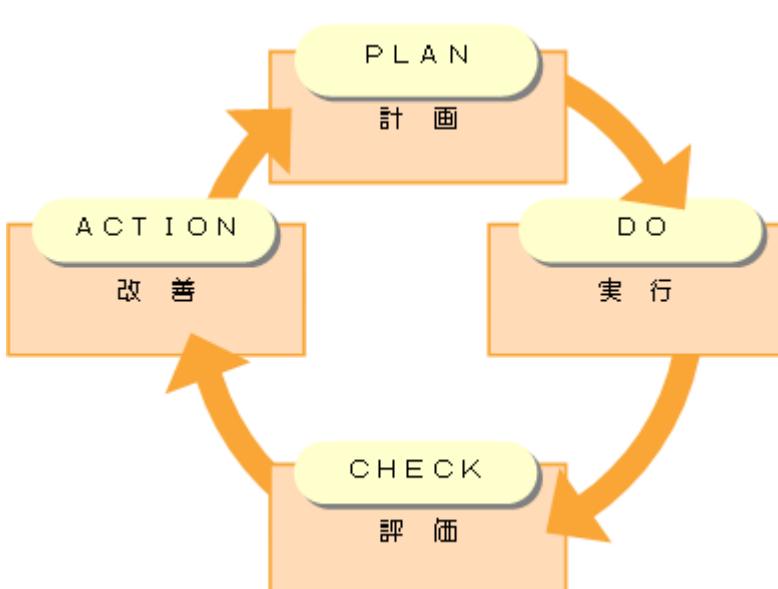
2 障がい者ニーズの把握・反映

障がい者への各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法等について、地域自立支援協議会や身体・知的障害者相談員、障がい者団体と意見交換等を行い、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の達成状況の進行管理

計画に明記した成果目標について、毎年度、PDCAサイクルのプロセスを用いて、調査・分析・評価を行い、障がい者等が参画する協議会の意見を聴き、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組を進めています。



「PDCAサイクル」による計画の進行管理

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

2 人材の養成・確保及び資質の向上

福祉に従事する人材の不足が深刻な中、サービスの質的向上を図るために、障がい者福祉に関する専門職員の育成・確保に努めます。

また、東京都や近隣市町村との連携を図り、研修等を実施することにより、障がい者福祉に携わる市職員の資質向上に取り組みます。

3 庁内推進体制の整備

本計画に基づく取組は、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、労働等の多岐に渡ることから、各施策をそれぞれの所管課が主体的に推進するとともに、障がい者支援課が中心となり、庁内部局間の連携を図り、計画の総合的な推進に努めます。

また、全ての職員が障がい者に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい者理解の促進と福祉意識の醸成に努めていきます。

4 関係機関等の連携

障がい者施策の推進に当たっては、地域、福祉、医療、保健、教育、労働等の各分野と連携を深め、情報等を共有し、総合的かつ計画的に取り組むことが必要となります。このため、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークの強化を図り、諸課題への対応に取り組みます。



資 料 編

1 計画策定の経過

日 程	内 容
平成26年 2月～3月	基礎調査（障害福祉に関するアンケート調査）の実施 ・配布数 1,200人、回収数 644人（回答率 53.7%）
6月6日	第1回 あきる野市障害福祉計画策定員会 (1) あきる野市障害福祉計画策定委員会について (2) あきる野市の障害福祉の現状について (3) あきる野市障害者計画・障害福祉計画の策定について ・国の障害基本計画、第4期障害福祉計画に係る基本方針について ・あきる野市障害福祉に係るアンケート調査について (4) 障がい者・障がい児を取り巻く現状と課題について
6月～10月	地域自立支援協議会 各部会 ・あきる野市障害福祉計画に関する意見集約 ライフステージを軸とした障害者総合支援法における相談支援、関連制度・サービス等の課題整理を行った。
8月4日	第2回 あきる野市障害福祉計画策定員会 (1) あきる野市障害福祉に係るアンケート調査結果の報告について (2) あきる野市の障害福祉の現状について【追加説明】 (3) 障害者計画の分野別施策の基本的方向10項目について ・障害福祉計画で定める事項について ・地域自立支援協議会からの意見について【中間報告】
9月19日	第3回 あきる野市障害福祉計画策定員会 (1) あきる野市障がい者福祉計画の骨子案について (2) あきる野市障害福祉計画策定委員会委員からの主な意見について (3) あきる野市地域自立支援協議会からの主な意見について (4) あきる野市障害福祉に係るアンケート調査結果の特徴点について
10月28日	地域自立支援協議会全体会（平成26年度第2回） ・あきる野市障がい者福祉計画（骨子案）について
11月28日	第4回 あきる野市障害福祉計画策定員会 ・あきる野市障がい者福祉計画（素案）について

2 あきる野市障害福祉計画策定委員会設置要綱

あきる野市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、あきる野市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民及び関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、あきる野市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、福祉計画の策定に関する必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 障害者当事者団体及び家族団体の代表者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 関係行政機関の職員

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第5号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要的都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

3 あきる野市障害福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	所属機関等	委員種別	備 考
小笠原 恵	東京学芸大学 教授(臨床心理士)	識見を有する者	
高本 和昌	市民の代表（男性）	市民の代表（公募による選考）	
藤原みどり	市民の代表（女性）		
中村 英晴	あきる野市身体障害者福祉協会	障害者当事者及び家族の代表者	
田中 晴美	あきる野市障害者団体連絡協議会		
北森要一郎	公立阿伎留医療センター (医師)	保健医療関係者	
植田 宏樹	秋川病院(医師)		委員長
網野 一也	地域自立支援協議会 会長	福祉関係者	
藤間 英之	あきる野市障がい者就労・生活支援センター・あすく		
加藤 晓子	あきる野市生活支援センター・フィレ		副委員長
山崎 友二	あきる野市民生児童委員協議会		
乗原 直美	都立あきる野学園	関係行政機関の職員	
番場 充宜	青梅公共職業安定所		
橋本 雅美	東京都西多摩保健所		
榎原 秀明	あきる野市社会福祉協議会		

4 地域自立支援協議会から聴取した意見

「ライフステージごとの課題」

(1) 出生から18歳まで（乳幼児期・学齢期）

【気付きの段階からの支援】

- ① 乳幼児健診からの情報を個人情報保護に留意しつつ、子どもに関わる行政、保育園、児童発達支援事業所、西多摩療育支援センターなどの関係機関が情報を共有できる仕組みの構築が必要である。
- ② 共有した情報を元に具体的な支援につなげることが必要である。
- ③ 家族は子どもに障害があると分かったときに、混乱と不安の中にいるため、「障がい者福祉の手引」の冊子等の障害に関する情報を健康課の窓口に置くなど、適切な情報提供を行うとともに、職員の丁寧な対応により、家族に対する支援を図る必要がある。
- ④ 障害が分からぬときから相談できる発達支援センターがあり、気付きから継続的にコーディネーターのケアが受けられる体制を整備する必要がある。
- ⑤ 障害に関する知識がある保健師の配置（養成）が必要である。
- ⑥ 「遅れている」という言葉で指摘されると、いつ追いつくのかと期待してしまい、「障害がある」と言われることに対して、親の意識が結びつかず、早期受診・早期療育に結びつくのが遅れてしまう。

【学齢期】

- ⑦ 就学先として特別支援学級を選択した場合、学校で補助員を付けることが可能か、付いたとしたら何時間くらい付くのかなどの情報が開示されていないため、就学先を特別支援学校か地域の小学校にするか適切な判断ができない。
- ⑧ 在学中のグループホームの体験利用を進めてほしい。
- ⑨ 特別支援学校で性を含む男女交際のあり方に関する教育を実施してほしい。
- ⑩ 学童保育の利用は、障がい児と健常児が共に過ごすことのできる大事な機会であり、「障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるために」という理念を実現するためにも、障がい児の学童保育の利用を継続してほしい。
- ⑪ 子どもの支援に係わる教員等従事者の専門性の向上が必要である。
- ⑫ 相談の窓口が分かりにくい。
- ⑬ 学齢期から消費者被害防止等を目的とした授業が必要である。
- ⑭ 必要なサービスを例外的に利用したい場合に、事情を聴き、必要に応じて利用ができるように配慮をしてほしい。

【重度・医療的ケアが必要な児童】

- ⑯ 医療的ケアが必要な子どもが利用可能な通所先や緊急時に対応できる施設が1カ所しかないことで、西多摩医療圏で広域的に対応してほしい。
- ⑰ 呼吸器をつけた子どもの短期入所は予約が難しい。医療的ケアが必要な子どもに対して訪問看護師が緊急時に4時間見てくれるという東京都のモデル事業があるので研究してほしい。
- ⑯ 医療的ケアが必要な人は、対応できる従事者が少なく、福祉サービスを利用しにくい。

【家族支援】

- ⑯ 「子どもの育ちを支える力」の向上のために、ペアレントトレーニングなどの育児支援を実施してほしい。
- ⑯ 子育ての悩み・ストレスに対して、発達ガイダンス（障害の理解、育て方の学習）、臨床心理士の派遣などの精神的ケア、ピアカウンセリングを実施してほしい。
- ⑯ 短期入所など一時的なケアを代行するサービスが少ない。
- ⑯ 働く親に配慮して障害福祉サービスなどの利用時間を延長してほしい。
- ⑯ 弟兄を含む家族会活動等への会場の提供などの支援が必要である。

【その他】

- ⑯ 児童精神科医、小児科医が不足している。
- ⑯ 車椅子利用者が遊べる場所が少ない。

ライフステージの転換点「18歳」

- 教育から就労や日中活動へ
- 親元での生活からグループホーム等の単身生活へ

(2) 18歳から40歳まで（学校卒業から成人・青年・壮年期へ）

【生活支援】

- ① 企業への就労を円滑に行うためには、中学、高校の6年間の早い時期から子ども家庭支援センター、児童相談所との連携で生活の安定を図るとともに、社会ルールを守ることができるようにすることが必要である。
- ② 仕事に就くまでの支援も重要だが、それ以上に就職後の生活支援が大事である。

【就労支援】

- ③ 精神障がい者で就労をしたいという方がいるが、精神障がい者対象の就労継続支援B型の事業所が少ないので、就労に結びつけることが難しい。また、就労の説明会や働いている人の報告会を開催するなどして、働く意欲を育てる仕組みが必要である。
- ④ 平成30年度から精神障がい者の雇用が企業に義務付けられるが、今から就労支援策を検討していく必要がある。
- ⑤ 知的障がい者対象の就労継続支援B型の利用者が減ってきている。働く人は就労していくので、これからは生活介護に重点を置く必要がある。

【重度・医療的ケアが必要な人】

- ⑥ 在宅の重症児の子どもは卒業した後の行く場がない。あきる野市だと日の出福祉園のデイサービスと西多摩療育支援センターとの2か所しかない。今年3月に卒業したおさんは、週5日通所できている人はいない。子どもを介助しながら、通所に週4回、送迎している人がいるなど、遠方への通所が必要なケースも見受けられる。
- ⑦ 2年後にあきる野学園の肢体不自由の卒業生が増えるので、生活介護を計画的に整備する必要がある。

【家族支援】

- ⑧ 企業やハローワークの手続等を家族ができない場合もある。
- ⑨ 通勤寮、グループホームに入居しても集団生活になじめず途中で退居せざるを得ない人がいる。親子分離ができていないなど、各ライフステージの（障がいの子どもだけでなく親への）支援を充実させ、早期に自立心を養うことが必要である。
- ⑩ 親への支援（ペアレントトレーニング、ピアカウンセリング）が引き続き必要である。

【スポーツ・文化活動等の社会参加への支援】

- ⑪ クラブ活動や文化芸術活動が休日（土日）開催であると参加できる。
- ⑫ 就労や日中活動は、座りながらの作業が中心なので、運動不足になりがちである。運動のプログラムとして、成人向けの水泳教室などがあると良い。

【その他】

- ⑬ 親が高齢のため、外出に付き添いがしてもらえず、家に居ることが多い。これからグループホームに入れるとか、実際に親と離れるときに離れられるのか不安である。親子分離を促進するため、親と離れて生活する体験が小さいときから必要である。
- ⑭ 卒業や離職などの移行期に精神障がい者では引きこもる人が多い。本人、家族への支援を図るため、保健師、精神保健福祉士、相談支援専門員等が長期かつ継続した家庭訪

問を行うことが必要である。

- ⑯ グループホーム入所者が入院したときに、家族が付き添いをできない場合がある。他に対応できる方がいない場合に、グループホーム職員が対応しなくてはならない。何らかの方策はないのか。

ライフステージの転換点「40歳」

自立に向けた権利擁護、公的扶助の利用へ

(3) 40歳から65歳まで（壮年期から高齢期へ）

- ① 独り暮らしの人への支援、孤立死の防止策の検討が必要である。
- ② 親自身が高齢化して身の周りのことができなくなると、子どもの生活に支障ができるので、早い段階から介護保険の利用など、自覺的な行動が必要である。
- ③ 相続、老障介護に対応するために、成年後見制度を周知し、親が元気な間に利用につなげる支援や経済的支援が必要である。
- ④ 精神障がい者の長期入院者数を把握し、地域移行を進めてほしい。そのために、退院できる環境（受け皿＝滞在型のグループホーム）を作ってほしい。
- ⑤ 65歳以下で高次脳になった人は、介護保険の対象疾病に該当しない方もいるので、介護保険のデイサービスは使えない。身体に障害を持っている訳でもないので、身体障害の枠にも入れない。高度の高次脳の人は作業所を利用できず、家の中にいる状態である。高次脳機能障がい者向けのデイサービスがあるといい。
- ⑥ 生活介護を利用していても、体力・体調が厳しい人が増えてきて、介護量が増えていく。
- ⑦ 就労継続支援B型でも平均年齢が40代後半になってきている。生活介護への移行も考える必要がある。
- ⑧ 日中活動の利用者でヘルパーと折り合いが悪く、サービスから離れてしまった人がいる。サービスから一度離れると孤立する可能性があるので、相談支援専門員に知らせる意識付けが必要である。
- ⑨ 親が高齢になると兄弟の役割が重要になるので、兄弟に対する制度説明などの支援が必要である。

ライフステージの転換点「65歳」

障害福祉サービスから介護保険サービスへ

(4) 65歳以上（高齢期）

- ① 高齢知的障がい者について、本人が入院したときに家族も高齢のため、付き添えないことが多くなると思う。付き添い対策が必要である。
- ② 大事な情報を市の広報では見過ごしてしまうことがある。特に障がいを持っている人は字を読むことが困難である。情報漏れがないように工夫をしてほしい。
- ③ 就労・生活支援センター「あすく」のような施設が五日市地区にも必要である。
- ④ 障害福祉から介護保険への移行を円滑にしてほしい。
- ⑤ 高齢知的障がい者・精神障がい者のデイサービスがあると良い。知的障がい者・精神障がい者で高齢だと、介護保険のデイサービスでは受け入れてもらえないことがある。

(5) ライフステージ共通の課題

- ① 短期入所が足りない。
- ② 夜間の緊急時の相談・受入れ体制の整備が必要である。
- ③ サービス等利用計画の周知や質の向上が必要である。
- ④ グループホームを増やし、体験的利用ができるようにしてほしい。
- ⑤ 障がい者スポーツの振興を図ってほしい。
- ⑥ 障がい理解を学校のカリキュラム化してほしい。

5 あきる野市障害福祉計画策定委員会委員からの主な意見

(1) 障がい者理解と権利擁護

- ① 今まで、障がい者及びその関係者では当たり前に知っている「障害者基本法」「障害者自立支援法」「差別禁止法」などによる「障害者福祉」の世界は想像以上に認知されていないのが現状である。
- ② 最も肝心なことは法律や条例を全市民が少しでも早く正しく知っていただくという啓蒙であると思う。
- ③ 市民に具体的な事例・対策を知る機会がない。障がい者、その家族、支援者が抱える問題、活動などを広報で発信するなどを行うことが必要である（プライバシー等の確保は必要）。
- ④ 障がい者一人一人のニーズを捉え必要な合理的配慮を実施することが必要である。
- ⑤ 成年後見制度の利用促進を進めるため、利用者の経費負担軽減を目的とした助成制度が必要である。

(2) 虐待について

- ① 障がい者に対する虐待は、企業・家庭等あらゆる場において発生しており、表面化しているものはその一部ではないかと思われる。特に企業内においては、その職を失うことを恐れ、外部に相談することができずにいるものがいるのではないか。
- ② 企業の障害に関する偏見等を解消することが、障がい者に対する虐待防止・雇用改善につながると思う。時間をかけて意識改革していかなければならない。
- ③ 障がい者・子ども・高齢者を分けて個々に対応するのではなく、総合的に対応できる虐待防止センターに一元化することで、虐待対応の質の向上を図ることができる。

(3) 相談支援体制の構築について

- ① 気軽に相談できたり、情報交換したり、ほっとできる場所がほしい（保護者の思いを口に出して話せる場、カフェなどを作ってほしい）。
- ② 相談が多岐に渡り単に障害福祉分野にとどまらない。そのため、基本相談を中心的に行う機関が必要である（基幹相談支援センターの設置）。
- ③ 計画相談の件数が伸びない理由として、事業所のマンパワー不足、事業所数が足りない等の課題がある。
- ④ 計画相談の仕組みが障がい者にわかりにくい。

- ⑤ サービス等利用計画作成事業者の不足に対しては、介護保険事業者などに参入を呼び掛けるべきである。
- ⑥ 障害以外の諸手続きが障がい者当事者・関係者には分かりにくい（地デジ、臨時給付金の時など分からなかった）。
- ⑦ 障がい者からの相談に即訪問して対応するアウトリーチ部隊の設置が必要である。

(4) サービス等の充実について

- ① 短期入所・日中活動の場が少なく、定員がいっぱいであるため、増やしてほしい。
- ② 視覚、聴覚障がいを持つ方への対応が十分ではない（手話通訳など）。
- ③ 65歳到達による障害福祉サービスから介護保険制度へのスムーズな移行ができないケースがある。
- ④ アンケート結果で 36.5%の障がい者の方が今後利用したいサービスはないと答えているが、自身の暮らしやサービスを使って生きることの素敵さを知る機会が必要ではないか（親が存命中のサービス利用の啓発など）。

(5) 障がい児への支援

- ① 障がい児及び障がい児を持つ家族に対する相談・支援体制を強化する必要がある（障がい児の通園事業、学齢児の放課後支援、発達相談、親子通園、保育所等訪問支援など、児童発達支援センターの開設）。
- ② 成人期で診断される発達障がい者の二次障がいへの対応に苦労する事例が増えている印象がある。児童の段階から早期発見し、家族関係者と共に子育てする支援体制づくりが必要である。母子保健からの就学、就学から就労と一貫した支援が見える資料の作成、保護者と協力した保育園の巡回相談の実施などが必要である。
- ③ 早期からの療育や相談、3歳児検診後のフォローなどの場がない。未就学児の療育の場、その拠点が十分設定されていない。発達支援センターの設置等が急務である。
- ④ 障がい児保育を担当する保育士・介助員・幼稚園職員等の研修が少ない。また、放課後デイサービス等の人材育成、専門性の向上による質の維持・向上が必要である。
- ⑤ 発達障がい児は、早期発見・早期療育により、社会への適応力が高まるため、3歳児健診の後に5歳児健診を実施してほしい。

(6) 就労支援について

- ① 市内に企業が少なく、遠方まで通勤するのが困難な障がい者は就労が難しい。

- ② 就労Bについて、工賃が低く、働くモチベーションが上がらないとの声を耳にする。
- ③ アンケート結果では、精神障がい者について、パート就労希望が41.9%であるのに対し、働いていない割合が53.0%と高く、また30%が受け入れてくれる職場がない、自分に合った職場がないと回答している。職場開拓に向けた障がい者と雇用者のマッチングを促進するため、障がい者の能力を企業等に見てもらう機会作り等を行い、就労場所の確保を増やしていく必要がある。
あきる野の特産品作りに一役買ってもらうのも一つの手段である。
- ④ 精神障がいのある方について、その障害特性に対する理解・知識が少ないため、身体障がい者、知的障がい者に比べ、精神障がい者の雇用機会が低い状態である。また、発達障がい、難病のある方について企業側の理解・知識不足に加え、障害者雇用率のポイントとならないことなどから、雇用の機会が少ないと見える。
- ⑤ 就労後の離職が多い。ジョブコーチ等による直接的な支援など、就労支援の担い手の育成等が必要である。
- ⑥ 福祉的就労の底上げが必要である。工賃が低い。
- ⑦ 会社から高次脳機能障害に対するサポートの仕方が分からないと言われ退職せざるを得なかった。マニュアルの作成による支援などができるのか。
- ⑧ 雇用の促進を図るために、市内事業者に特例子会社づくりを呼び掛け、育成する。

(7) 住まいについて

- ① 市営住宅・都営住宅に申し込んでも入居できないことが多い。精神障がいを持つ方は、短時間雇用と障害年金で生計を成す方が多く、家賃を少しでも抑えたいというニーズがある。
- ② アンケート結果では、いずれの障がい者の持ち家率が高いが、知的障がいのある方の24.2%がGHで暮らしたいと希望している。多くが日中就労・通所しており、20%が就労・通所先から近い所への居住を希望している。それに対応するGHの整備が必要である。
- ③ 精神障がいのある方では、独立して暮らしたいと要望が多い。
- ④ グループホームの整備と希望者の利用促進を図ること。また、緊急時の連携体制やその対策の構築を図ること。
- ⑤ 障がい者であっても親子一緒に住みたい気持ちは健常者と同様である。親亡き後のことを考え、グループホームや施設入所を検討するだけではなく、親子一緒に入れるグループホームがあるといい。
- ⑥ 重度の障がい者に対する住まい（グループホーム）がないので、整備が必要である。

(8) 災害時の対応について

- ① 災害発生時、情報伝達に必要な体制ができているか。地域の助け合いが必要であるため、町内会に加入し、近所づきあいの大切さを伝えていく。
- ② 実際に被災したときに、避難所でどうしたらよいかイメージできない。具体的な対策や具体的援助法の周知が必要である。
- ③ 障がい児・者が一時生活できる場所としての福祉避難所の確保が必要である（福祉避難所として利用できる事業所と協定しておくことが必要である）。
- ④ 災害時要援護者の登録を進めることが必要である。
- ⑤ アンケート結果では、知的障がいや精神障がいのある方の 30～40%が、避難所で他の人と一緒に過ごせるか不安にいる。避難所での宿泊訓練等を行うことで課題を整理することが必要である。福祉避難所の利用が望ましい方への周知も必要である。
- ⑥ 精神障がいのある方の9割が定期通院しているが、発災時には 47%が薬や必要なケアが受けられるか不安に感じている。日常からお薬手帳の活用や避難所での薬の情報提供体制が必要である。

(9) 医療・療育・予防について

- ① 疾病や障害に対する対応は医院・病院等の医療機関での対応が可能だが、予防の観点から不十分である。行政と医療機関の協力による啓発が必要である。
- ② 上代継診療所以外に、様々な障がいのある方への医療的な支援（診療）を行う病院がない。公立阿伎留医療センターで3障害と難病を一体的に受診できるようにできないか。
- ③ アンケート結果では、知的障がい者の 21.1%が定期診断を受けておらず、28.4%が障害のため症状を正確に伝えられないと報告されている。医療機関が障害理解を深めるとともに、医療機関が受け入れやすい受診方法の検討が必要である。

(10) 精神病院からの退院促進について

- ① 退院の促進（地域移行、地域定着）が進まない。地域移行支援を利用していても退院に至らない場合がある。
- ② 訪問支援体制の充実が必要である。

(11) 生涯学習等の文化活動について

- ① 障がいのある人たちが、自然の中で、屋外でゆったりと遊べる施設がない（障がい

児でも遊べる遊具、駐車場、トイレなどが完備された公園があると、障がい者だけでなく高齢者など幅広い人たちに楽しんでもらえる)。

② 障がい者の文化芸術・スポーツ活動が行われていない、少ない。障がい者団体等の連携による活動支援を図る必要がある。

(12) バリアフリー（ノーマライゼーション）について

公共施設のバリアフリー化は進んでいる。必要な時に容易に利用できる「足」の確保が必要である。

(13) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

高次脳機能障がいのある方は、自らの意思を示せない、示しても誤った受け取られ方をすることがあるので、正確に意思の疎通ができるよう高次脳機能障がい等対応の介助員の養成などが必要である。

(14) 特別支援学級等について

特別支援学級について、知的と身体と手帳を持たない多動な子どもを一緒にクラスにすることには難しさがある。別々にすべきである。

(15) 健康増進について

健康に関する情報・サービスが少ない。

6 用語説明

【あ行】

● 愛の手帳（療育手帳）

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害の判定を受けた人に対し、愛の手帳（療育手帳）を交付することにより、知的障がい者に対する一貫した指導・相談を行うとともに、様々な援助を受けやすくすることを目的とした制度。

【か行】

● 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害を指す。

● グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建等）において、数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同で生活するもの。

障がい者が安心して生活できるよう設備・構造等が配慮されているとともに、主に夜間に相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を受けられる。

● 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患等により、脳に損傷が生じて起こる障害。脳の損傷部位により、発生する障害の症状は異なる。

【さ行】

● 支援費制度

行政が、行政処分として障がい者に対するサービスを決定してきた措置制度に代わり、障がい者の自己決定を尊重し、サービス提供事業者との対等な関係に基づいて、障がい者自らがサービスを選択し、契約を結んでサービスを利用する制度。平成15年4月から開始されたが、平成18年10月の障害者自立支援法完全実施に伴い廃止となった。

● 手話通訳者

障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した者のこと。

● 手話奉仕員

聴覚障がい者の日常生活上の初步的なコミュニケーションの支援、広報活動、文化活動等に協力する者のこと。

● 障害者就労・生活支援センター

障がい者に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う。働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、就労に関する悩み相談や職業相談、就労に関する講座、セミナーの紹介などを行う。

● 自立支援医療

障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むための医療のこと。

具体的には、更生医療、育成医療、精神通院医療で構成されている。更生医療は、身体障がい者の機能回復のための医療費を給付する。育成医療は、身体障がいのある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な医療費を給付する。精神通院医療は、在宅の精神障がい者の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療・再発防止を図るため医療費を給付する。

● ジョブコーチ（就労援助指導員）

障がい者の職場適応と定着を支援する職員のこと。

障がい者に対して、仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行うとともに、企業の担当者や職場の従業員に対しても、作業指導等に関する助言や障害特性についての理解促進等を行う。

● 身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声、言語又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害がある 18 歳以上の者であって、都知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

● 身体障害者手帳

身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために身体障害者福祉法に基づき交付される手帳。障害の程度に応じて、1 級から 6 級までの手帳が交付される。

● 精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、自立や社会参加をすることを目的として、様々な援助を受けやすくするために精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付される。

● 成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分ではない人を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき、成年後見人、保佐人、補助人等から財産管理や日常生活の援助を受ける制度。

【た行】

● 地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場となるもの。福祉事業者、保健・医療関係者、教育、雇用等の関係機関、企業、障がい者団体等で構成される。

● 知的障がい者

知的機能の障害がおおむね18歳までの発達期に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。

● 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢又は発達に不釣合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

【な行】

● 難病患者

原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れの多い疾病に罹患した人をいう。経過が

慢性にわたり、精神的にも負担が大きいとされている。

● ノーマライゼーション

障がい者や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。

障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、障がいのある人もない人も社会の構成員として、同等の権利を享受し、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。

【は行】

● 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして発達障害者支援法で定めるものをいう。

● 発達支援センター（発達障がい者支援センター）

発達障がいのある人やその家族等が地域で安心して暮らしていくために、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等を行う機関のこと。

● バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去を行うこと。

● 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関が雇用している労働者について、当該労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

● ピアカウンセリング

障がい者が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に関する問題の解決を図るもの。ピアニ仲間の意味。

● ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が、お互いに助けたり助けられたりする会員組織による相互援助活動を行う拠点。活動の流れを円滑に運用するため、相互援助活動の調整を行い、子育てしやすい環境をつくる。

【ま行】

● 民生委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

市町村の区域内において、担当の区域を定めて、①住民の生活状態を必要に応じて適切に把握する、②相談・助言、必要な情報の提供等を行う、③社会福祉事業者等と連携し、その活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

● ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすい、使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン（計画・実施）するという考え方。

● 要約筆記奉仕員

中途失聴・難聴者等の意思伝達を仲介するとともに、大会等の場において講演内容等をOHP（頭上投影機）などをを利用して要約筆記するほか、広報活動等に協力する者のこと。

【ら行】

● ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。